

議案第3号

取手市個人情報の保護に関する法律施行条例について

取手市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が一律のルールの下に個人情報保護制度を運用することを目的として、個人情報の保護に関する法律が改正され、本市においても当該法律の適用を受けることとなることから、当該法律の施行について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

取手市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法の定めるところにより保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(保有個人情報の開示の際の本人確認)

第6条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、法第77条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法第76条第2項の規定により代理人が開示の請求をした場合であつて、当該代理人が開示を受けるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出し

なければならない。

(審査会への諮問)

第7条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成12年条例第8号)第1条に規定する取手市情報公開及び個人情報保護審査会に対して行うものとする。

(審議会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例(平成12年条例第9号)第1条に規定する取手市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、保有個人情報に係る開示等の請求に関する実施状況を取りまとめ、一般に公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第10条第3項又は第35条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機

- 関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していたもの
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理の業務を行わせていた場合で、当該公の施設の管理の業務に従事していた者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していたもの
- 2 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条、第21条又は第24条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用中止については、なお従前の例による。
- 3 前条の規定の施行の日前に旧条例第27条の規定による諮問を行った場合における裁決については、なお従前の例による。
- 4 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報であって、個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が職務上作成し、又は取得した旧条例第2条第1号に規定する個人情報であって、当該旧実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該旧実施機関が保有していたものを前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 第4条 付則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第4号

取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正により本市も当該法律の適用を受けることとなることに伴い、取手市個人情報保護条例を廃止することから、当該条例を引用している条例について所要の整備を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものです。

取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>及び取手市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)<u>並びに取手市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号。以下「議会の個人情報保護条例」という。)</u>の規定による諮問に応じて審査するため、取手市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、情報公開条例第13条、<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び個人情報保護法施行条例第7条並びに議会の個人情報保護条例第45条第1項</u>の規定による諮問に応じて審査し、答申する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)<u>及び取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>の規定による諮問に応じて審査するため、取手市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、情報公開条例第13条<u>及び個人情報保護条例第27条</u>の規定による諮問に応じて審査し、答申する。</p>

(取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例の一部改正)

第2条 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>

第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び取手市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)並びに取手市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号。以下「議会の個人情報保護条例」という。)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の適正かつ円滑な運営を推進するため、取手市情報公開及び個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、実施機関に対し、情報公開条例及び個人情報保護法の運営並びに特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関し報告を求め、情報公開条例のあり方について建議することができる。

2 審議会は、個人情報保護法施行条例第8条及び議会の個人情報保護条例第50条の規定により、実施機関からそれぞれ意見を求められたときは、調査審議し、答申する。

第1条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。)及び取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の適正かつ円滑な運営を推進するため、取手市情報公開及び個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、実施機関に対し、情報公開条例及び個人情報保護条例の運営並びに特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関し報告を求め、両条例のあり方について建議することができる。

2 審議会は、個人情報保護条例第7条の2、第11条第2項第7号、第12条第2項及び第15条第1項第7号の規定により、実施機関からそれぞれ意見を求められたときは、調査審議し、答申する。

(取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部改正)

第3条 取手市みんなでいじめをなくすための条例(平成30年条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第24条 市は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の規定により、</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第24条 市は、<u>取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)</u>の規定により、この条</p>

この条例の施行に当たって知り得た個人情報
を保護し, 及び適正に取り扱わなければ
ならない。

2 (略)

例の施行に当たって知り得た個人情報を
保護し, 及び適正に取り扱わなければなら
ない。

2 (略)

付 則

この条例は, 令和5年4月1日から施行する。

議案第5号

取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員等の旅費の特例に関する条例（平成18年条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市の特別職及び一般職の職員の内国旅行における日当について、平成21年度から令和4年度までは2年間ずつ支給しない措置を講じていましたが、令和5年度以降は、当分の間支給しないこととするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員等の旅費の特例に関する条例（平成18年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(日当の特例) 第2条 内国旅行における日当は、議員報酬条例、非常勤特別職報酬条例、特別職旅費条例及び市職員旅費条例の規定にかかわらず、 <u>当分の間</u> 、支給しない。	(日当の特例) 第2条 内国旅行における日当は、議員報酬条例、非常勤特別職報酬条例、特別職旅費条例及び市職員旅費条例の規定にかかわらず、 <u>平成21年4月1日から令和5年3月31日までの間に出発する旅行に限り</u> 、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について

取手市保育所設置条例(昭和34年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

第四次取手市保育所整備計画に基づき、令和6年4月1日から取手市立中央保育所を民営化するため、同年3月31日をもって同保育所を廃止するほか、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により子ども・子育て支援法が改正されたことに伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市保育所設置条例の一部を改正する条例

取手市保育所設置条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(入所資格)</p> <p>第7条 保育所に入所し、第3条第1項第1号の保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であって、市長が地域における教育(同法第7条第2項に規定する教育をいう。)の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育所において保育する必要があると認めるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)	取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項	(略)	<p>(入所資格)</p> <p>第7条 保育所に入所し、第3条第1項第1号の保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であって、市長が地域における教育(同法第7条第2項に規定する教育をいう。)の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育所において保育する必要があると認めるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>取手市立中央保育所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>取手市藤代353番地</u></td> </tr> <tr> <td>取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)	<u>取手市立中央保育所</u>	<u>取手市藤代353番地</u>	取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項	(略)
名称	位置														
取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)														
取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項	(略)														
名称	位置														
取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)														
<u>取手市立中央保育所</u>	<u>取手市藤代353番地</u>														
取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項	(略)														

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号から第3号までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地域子育て支援センターの利用者の利便性及び事業の質の向上を図ることを目的として、令和5年度以降の事業の実施時間及び職員の配置要件を変更し、令和6年度以降取手市立戸頭地域子育て支援センター及び取手市立藤代地域子育て支援センターにおいて土曜日にも事業を実施することとするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施時間及び休日)</p> <p>第5条 事業を実施する時間(以下「実施時間」という。)は、<u>午前9時から午後5時までの間において規則で定める時間とする。</u></p> <p>2 事業を実施しない日(以下「休日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) <u>土曜日(次項に規定する場合を除く。)</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>3 <u>前項第2号の規定にかかわらず、取手市立戸頭地域子育て支援センター及び取手市立藤代地域子育て支援センターは、土曜日においても事業を実施する。</u></p> <p>4 市長は、<u>前3項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、実施時間及び休日を変更することができる。</u></p> <p>(職員の配置)</p> <p>第6条 支援センターに、<u>所長その他必要な職員を置く。</u></p>	<p>(実施時間及び休日)</p> <p>第5条 事業を実施する時間(以下「実施時間」という。)は、<u>月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までとする。</u></p> <p>2 事業を実施しない日(以下「休日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>土曜日及び日曜日</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>3 市長は、<u>前2項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、実施時間及び休日を変更することができる。</u></p> <p>(職員の配置)</p> <p>第6条 支援センターに、<u>子育てに関する相談及び指導等について相当の識見を持ち、かつ、保育士の資格を有する職員を置く。</u></p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定並びに同条第3項の改正規定及び同項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により関連
法令が改正されたことを受け、所要の文言の整理等を行うため、関係する条例の規定
を一括して改正するものです。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(取手市児童福祉審議会設置条例の一部改正)

第1条 取手市児童福祉審議会設置条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項, 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第72条第1項</u>及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき, 児童, 妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため, 取手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審議会は, 次に掲げる事項に関し調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に係る調査審議その他子ども・子育て支援法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項, 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第77条第1項</u>及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき, 児童, 妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため, 取手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審議会は, 次に掲げる事項に関し調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に係る調査審議その他子ども・子育て支援法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>

(取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 障害者福祉センターの障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額を利用者負担額として納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 障害者福祉センターの障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額を利用者負担額として納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>

(取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第3条 取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第9条 障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第9条 障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p>

(2) (略) 2 及び 3 (略)	額) (2) (略) 2 及び 3 (略)
-----------------------	-----------------------------

(取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第 4 条 取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 103 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第 9 条 障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第 9 条 障害福祉サービスを利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) 当該障害福祉サービスに通常要する費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を除く。)につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>

(取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第 5 条 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例(平成 17 年条例第 104 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第 9 条 児童発達支援等を利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第 9 条 児童発達支援等を利用する者は、次に掲げる額(以下「利用者負担額」という。)</p>

を納付しなければならない。

(1) 当該児童発達支援等に通常要する費用(法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該児童発達支援等に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援等に要した費用の額)

(2) (略)

2 (略)

を納付しなければならない。

(1) 当該児童発達支援等に通常要する費用(法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該児童発達支援等に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援等に要した費用の額)

(2) (略)

2 (略)

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正により、安全計画の策定及び送迎バス等に乗降する児童の所在確認を義務化する規定等が追加されたほか、懲戒権に関する規定が削除されたことを受け、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2</u> 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>第7条 (略)</p>

事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを

用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3から5まで (略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3から5まで (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合

であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第10号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正により、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本市においても当該府令基準に従い同様の措置を講ずるほか、こども家庭庁の設置に伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総</p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用</p>

数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示す

定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示す

る支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者との世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・

る支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者との世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する

保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)及び(5) (略)

5及び6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1

特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)及び(5) (略)

5及び6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規

項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)から(11)まで (略)

第26条 削除

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)は、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)から(11)まで (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)は、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対

教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

し特別利用教育を提供するときは、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号

もに対し特別利用教育を提供するときは、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同

イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第 37 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 42 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、

号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第 37 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 42 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の

当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 及び 4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者は、法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条にお

総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 及び 4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者は、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条にお

いて準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において, 第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と, 「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては, 当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と, 「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と, 「教育・保育給付認定に基づき, 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し, 保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう, 」とあるのは「抽選, 申込みを受けた順序により決定する方法, 当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念, 基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と, 第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と, 同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と, 同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と, 同条第4項中「前3

いて準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において, 第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と, 「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては, 当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と, 「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と, 「教育・保育給付認定に基づき, 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し, 保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう, 」とあるのは「抽選, 申込みを受けた順序により決定する方法, 当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念, 基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と, 第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と, 同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と, 同条第3項中「前2項」とあるのは

項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者は、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例について

取手市地域医療審議会条例（昭和 51 年条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

地域医療審議会の所掌事項である予防接種業務に伴う事故発生に対する調査及び補償に関する事等は、医学的な専門性が高く、かつ、迅速に調査等を行う必要性があることを踏まえ、審議会内に少人数の部会を設置し、円滑な調査の実施を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例

取手市地域医療審議会条例(昭和51年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>4 <u>委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議の議長となる。</u></p> <p>5 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>6 <u>委員会の会議は、委員長が招集する。</u></p> <p>7 <u>前条第2項及び第3項の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「審議会」とあるのは、「委員会」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第8条 <u>審議会に、その所掌事項(第2条第3号及び第4号に規定する事項に限る。)を分掌させるため、その指名する委員7人以内をもって構成する部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>3 <u>部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。</u></p> <p>4 <u>部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u></p>	<p>(委員会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。</u></p> <p>(委員会の会議)</p> <p>第8条 <u>委員会は、委員長が招集する。</u></p> <p>2 <u>委員会の運営に関しては、第6条第2項及び第3項を準用する。</u></p>

- | | |
|---|--|
| <p>5 <u>審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</u></p> <p>6 <u>部会の会議は、部会長が招集する。</u></p> <p>7 <u>第6条第2項及び第3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「審議会」とあるのは、「部会」と読み替えるものとする。</u></p> | |
|---|--|

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

健康保険法施行令の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を同令に定める額に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第13号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築基準法が改正されたことに伴い、手数料の新設を行うほか、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、租税特別措置法等の改正に伴う所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(32)まで（略）	(略)	(略)
(33) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、 <u>第63条第3項第5号イ</u> 若しくは <u>第68条の69第3項第5号イ</u> 、第28条の4第3項第7号イ、 <u>第63条第3項第7号イ</u> 若しくは <u>第68条の69第3項第7号イ</u> 又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(34) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、 <u>第63条第3項第6号</u> 若しくは <u>第68条の69第3項第6号</u> 、第28条の4第3項第7号ロ、 <u>第63条第3項第7号ロ</u> 若しくは <u>第68条の69第3項第7号ロ</u> 又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の	(略)	(略)

新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
(35)から(56)まで (略)	(略)	(略)
(57)から(62)まで (略)	(略)	(略)
(63) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	(略)
(64)及び(65) (略)	(略)	(略)
(66)から(79)まで (略)	(略)	(略)
(80) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	(略)
(81) (略)	(略)	(略)
(82) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	一団地内に <u>建築される</u> 1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	(略)
(83) (略)	(略)	(略)
(84) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築の認定</u> の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築認定</u> 申請手数料	(略)

<p>(85) <u>建築基準法第 86 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査</u></p>	<p><u>一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料</u></p>	<p>(略)</p>
<p><u>(86)から(96)まで</u> (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(97) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下この号及び次号において「法」という。)第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場</p>

合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の1の住戸をいう。以下同じ。)である場合 a 又はbに規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 4,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方

メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは

234,000 円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上のときは234,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル

ル以上 10,000 平方メートル未満のときは 538,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 636,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 726,000 円

- b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 72,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 92,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 121,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 196,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 257,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 308,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 362,000 円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて (イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の

		<p>合計に応じて(ウ)の規定により 算出した額を加算した額</p> <p>ウ (略)</p>
(98) 法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p><u>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合</u> a 又は b に規定する額</p> <p>a <u>申請に係る単位住戸が 1 の場合</u> 2,000 円</p> <p>b <u>申請に係る単位住戸が 2 以上の場合</u> <u>当該単位住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円</u></p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) <u>申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)にあっては、共用部分の床面積を除く。</u>の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円</p>

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限

る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 95,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 119,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 153,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 218,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 269,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 318,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 363,000 円

b (略)

		<p>(エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)</u>の合計に応じて<u>(イ)の規定により算出した額</u>に、<u>住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>ウ (略)</p>
(99)及び(100) (略)	(略)	(略)
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>ア 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合に</p>

あつては登録住宅性能評価機関（同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに
限る。以下この号及び次号において「適合証」という。）がある場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあつては、次の（ア）から（エ）までに掲げる区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額

（ア） 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が 1 の場合 4,000 円

b 申請に係る単位住戸が 2 以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 8,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 17,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 37,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 67,000 円

（イ） 認定の対象が住宅である場合（認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。） 申請に係る住宅の床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の合計が 300 平方メートル未満のときは 8,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 17,000 円,

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 37,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 67,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは

		<p>96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
(102) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	ア 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう

申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 2,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物であ

る場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場

		<p>合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウからオまで (略)</p>
<p>(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証す</p>

る対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額
(ア)から(ウ)まで (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a 又はbに規定する額
a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a 又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円

		(ウ) (略) (エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)</u> の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、 <u>住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</u>
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(32)まで (略)	(略)	(略)
(33) <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ、第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</u>	(略)	(略)
(34) <u>租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは</u>	(略)	(略)

は第 63 条第 3 項第 6 号, 第 28 条の 4 第 3 項第 7 号 ロ若しくは第 63 条第 3 項 第 7 号ロ又は第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ若しくは 第 62 条の 3 第 4 項第 15 号 ニに規定する住宅の新築 が優良な住宅の供給に寄 与するものであることに ついての認定の申請に対 する審査		
(35)から(56)まで (略)	(略)	(略)
(57) <u>建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく 建築物の容積率に関する 特例の認定の申請に対す る審査</u>	<u>建築物の容積率 の特例認定申請 手数料</u>	<u>27,000 円</u>
(58)から(63)まで (略)	(略)	(略)
(64) <u>建築基準法第 55 条第 3 項の規定に基づく建築物 の高さの特例の許可の申 請に対する審査</u>	<u>建築物の高さの 特例許可申請手 数料</u>	(略)
(65) <u>建築基準法第 55 条第 4 項各号の規定に基づく建 築物の高さの適用除外に 係る許可の申請に対する 審査</u>	<u>建築物の高さの 適用除外に係る 許可申請手数料</u>	<u>160,000 円</u>
(66)及び(67) (略)	(略)	(略)
(68) <u>建築基準法第 58 条第 2 項の規定に基づく建築物 の高さに関する制限の特 例の許可の申請に対する 審査</u>	<u>高度地区内にお ける建築物の高 さに関する制限 の特例許可申請 手数料</u>	<u>160,000 円</u>
(69)から(82)まで (略)	(略)	(略)
(83) <u>建築基準法第 86 条第 1 項の規定に基づく一の敷 地とみなすこと等による</u>	<u>一団地内に建築 等する 1 又は 2 以上の建築物の</u>	(略)

制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	特例認定申請手数料	
(84) (略)	(略)	(略)
(85) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	一団地内に <u>建築等する</u> 1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	(略)
(86) (略)	(略)	(略)
(87) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物についての増築等</u> の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物についての増築等</u> 認定申請手数料	(略)
(88) 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等</u> に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等</u> に関する特例許可申請手数料	(略)
(89)から(99)まで (略)	(略)	(略)
(100) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」と	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該

いう。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸

(住宅の部分の一の住戸をいう。以下同じ。)を有する住宅である
場合 4,000 円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について, 次のa又はbに掲げる区分に応じ, 当該a又はbに定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (ア)に規定する額

b 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a 又

はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号及び次号において「性能基準」という。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a 又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のと

きは 163,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 234,000 円

b 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 27,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 47,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 86,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 130,000 円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合
当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 189,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 237,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 306,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 437,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のと

きは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

- b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

- a 建築物の住宅の部分が1の

		<p><u>単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額</u></p> <p>b <u>建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて (イ)の規定により算出した額</u></p> <p>ウ (略)</p>
(101) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p><u>(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合</u> 2,000円</p> <p>(イ) 認定の対象が<u>2以上の単位住戸を有する住宅である場合</u> 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> 申請に係る建築物の住宅の部分について、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>a <u>建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合 (ア)</u></p>

に規定する額

- b 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて
(イ)の規定により算出した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

- (ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは7,000円、200平方メートル以上のときは8,000円

- (イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000

円, 2,000 平方メートル以上
5,000 平方メートル未満の
ときは 82,000 円, 5,000 平方メ
ートル以上のときは 117,000
円

b 申請に係る住宅について, 誘
導基準に適合しているかどう
かの基準が, 誘導仕様基準に
よる場合 申請に係る住宅の
床面積の合計が 300 平方メー
トル未満のときは 14,000 円,
300 平方メートル以上 2,000
平方メートル未満のときは
24,000 円, 2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方メートル未
満のときは 43,000 円, 5,000
平方メートル以上のときは
65,000 円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建
築物である場合 a 又は b に規
定する額

a 申請に係る建築物について,
誘導基準に適合しているかど
うかの基準が, 建築物エネル
ギー消費性能基準等を定める
省令第 10 条第 1 号ただし書
に定める方法又は標準入力
法・主要室入力法による場合
当該建築物の床面積の合計
が 300 平方メートル未満の
ときは 95,000 円, 300 平方メー
トル以上 1,000 平方メートル
未満のときは 119,000 円,
1,000 平方メートル以上
2,000 平方メートル未満の
ときは 153,000 円, 2,000 平方メ
ートル以上 5,000 平方メー
トル未満のときは 218,000 円,
5,000 平方メートル以上
10,000 平方メートル未満のと

		<p>きは 269,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 318,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 363,000 円</p> <p>b (略)</p> <p>(エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又は b に定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>a <u>建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合</u> (ア) <u>に規定する額</u></p> <p>b <u>建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて (イ) の規定により算出した額</u></p> <p>ウ (略)</p>
(102) 及び (103) (略)	(略)	(略)
(104) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって, 法第 35 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録

建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合

4,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、

5,000 平方メートル以上のときは 67,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が 1 の単位住戸を有する住宅である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号及び次号において「性能基準」という。)による場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)による場合

当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について, 誘導基準に適合しているかどうかの基準が, 性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル

ル以上のときは 234,000 円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 27,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 47,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 86,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 130,000 円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ)の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の

		<p style="text-align: center;">合計に応じて(イ)の規定により算出した額</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
<p>(105) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p><u>(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合</u> 2,000円</p> <p>(イ) <u>認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合</u> 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円、5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> 申請に係る建築物の住宅の部分について、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を</p>

加算した額

a 建築物の住宅の部分が1の
単位住戸を有する場合 (ア)
に規定する額

b 建築物の住宅の部分が2以
上の単位住戸を有する場合
申請に係る建築物の住宅の部
分の床面積(建築物エネルギ
ー消費性能基準等を定める省
令第13条第3項第2号の規定
を適用する場合にあっては、
共用部分の床面積を除く。)の
合計に応じて(イ)の規定によ
り算出した額

イ 法第34条第3項各号に掲げる
事項の記載がない建築物エネルギ
ー消費性能向上計画に係る変更で
あって、適合証がない場合(建築基
準関係規定適合審査を受けるよう
申し出る場合及び同項各号に掲げ
る事項の記載の追加を伴う場合を
除く。)にあっては、次の(ア)から
(エ)までに掲げる区分に応じ、当
該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸
を有する住宅である場合 a 又
はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘
導基準に適合しているかどうか
の基準が、性能基準による
場合 当該住宅の床面積が
200平方メートル未満のとき
は14,000円、200平方メー
トル以上のときは16,000円

b 申請に係る住宅について、誘
導基準に適合しているかどうか
の基準が、誘導仕様基準に
よる場合 当該住宅の床面積
が200平方メートル未満のと
きは7,000円、200平方メー

トル以上のときは8,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位
住戸を有する住宅である場合

a 又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

b 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは14,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは24,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは43,000円、5,000平方メートル以上のときは65,000円

円

(ウ) (略)

		<p>(エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>a <u>建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合</u> (ア) <u>に規定する額</u></p> <p>b <u>建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額</u></p> <p>ウからオまで (略)</p>
<p>(106) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 41 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性</p>

能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額
(ア)から(ウ)まで (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分について、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

a 建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合 (ア) に規定する額

b 建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号において「モデル住宅法・フロア入力法」という。)又は同項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円、200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合

a又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル住宅法・フロア入力法又は仕様基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

		<p>満のときは 86,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 130,000 円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分について, 次の a 又は b に掲げる区分に応じ, 当該 a 又は b に定める額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて (ウ) の規定により算出した額を加算した額</u></p> <p>a <u>建築物の住宅の部分が 1 の単位住戸を有する場合</u> (ア) <u>に規定する額</u></p> <p>b <u>建築物の住宅の部分が 2 以上の単位住戸を有する場合</u> <u>申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)</u> <u>の合計に応じて(イ)の規定により算出した額</u></p>
(107)から(133)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 別表第 1 第 9 7 号, 第 9 8 号及び第 1 0 1 号から第 1 0 3 号までの改正規定は, 公布の日から施行する。

議案第14号

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正により、安全計画の策定及び自動車での移動時に乗降する児童の所在確認を義務化する規定等が追加されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条（略）</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のため</u></p>	<p>第6条（略）</p>

の移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

第12条 (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第15号

取手市市有財産の無償譲渡について

取手市立中央保育所に係る下記の市有財産について、次のとおり無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲渡財産 取手市立中央保育所 建物、附帯設備及び備品一式
所在 取手市藤代353番地
構造 鉄骨造平屋建
床面積 632.76平方メートル
- 2 譲渡の相手方 千葉県野田市柳沢83番地
学校法人 三星学園
理事長 渡辺 竜太
- 3 譲渡の理由 第四次取手市保育所整備計画に基づく移管方式による取手市立中央保育所の民営化に当たり、民営化後における安定的な保育事業の運営に資するため、当該施設を上記法人に無償で譲渡するものです。
- 4 譲渡の時期 令和6年4月1日

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井 信吾

議案第16号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点（番地先）	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点（番地先）			最小(m)
2-5337号線	中田 971	62.70		4.00
	中田 956-1			4.00

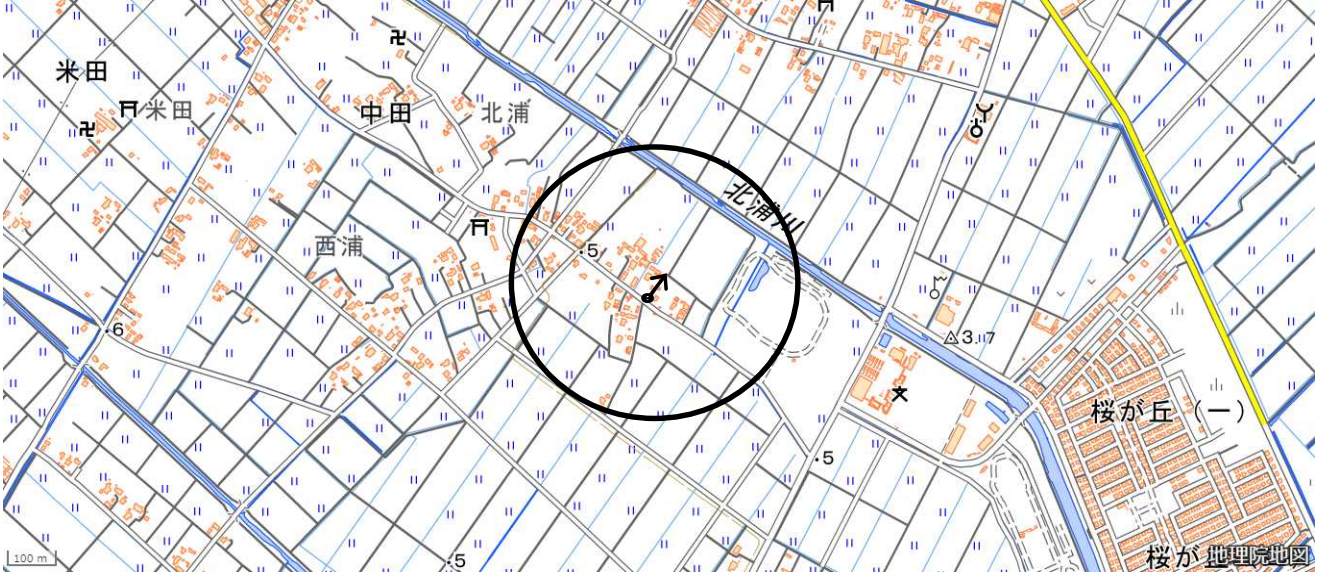
令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

公衆用道路としての機能を有していない市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

廃止図



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5337	62.70m	4.00m
起点 ● 終点 →		

議案第17号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,016,347千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,116,125千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		13,392,717	227,851	13,620,568
	1 市 民 税	6,342,698	227,851	6,570,549
9 環 境 性 能 割 交 付 金		42,000	1,318	43,318
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	42,000	1,318	43,318
10 地 方 特 例 交 付 金		102,046	419	102,465
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金		419	419
11 地 方 交 付 税		8,394,366	191,193	8,585,559
	1 地 方 交 付 税	8,394,366	191,193	8,585,559
14 使 用 料 及 び 手 数 料		298,045	△557	297,488
	1 使 用 料	204,158	△2,097	202,061
	2 手 数 料	93,887	1,540	95,427
15 国 庫 支 出 金		8,467,693	283,849	8,751,542
	1 国 庫 負 担 金	5,769,906	59,513	5,829,419
	2 国 庫 補 助 金	2,621,887	224,336	2,846,223
16 県 支 出 金		2,780,146	53,110	2,833,256
	1 県 負 担 金	1,845,566	44,682	1,890,248
	2 県 補 助 金	712,857	8,428	721,285
17 財 産 収 入		185,373	177	185,550
	1 財 産 運 用 収 入	51,255	177	51,432
18 寄 附 金		1,100,548	833	1,101,381
	1 寄 附 金	1,100,548	833	1,101,381

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,466,766	△588,016	1,878,750
	1 特別会計繰入金	96,185	△355	95,830
	2 基金繰入金	2,370,581	△587,661	1,782,920
21 諸収入		1,617,350	45,111	1,662,461
	4 受託事業収入	53,117	1,995	55,112
	5 収益事業収入	20,000	130,000	150,000
	6 雑収入	1,448,230	△86,884	1,361,346
22 市債		1,762,131	1,800,700	3,562,831
	1 市債	1,762,131	1,800,700	3,562,831
23 自動車取得税交付金			359	359
	1 自動車取得税交付金		359	359
歳入合計		45,099,778	2,016,347	47,116,125

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		7,613,095	1,160,551	8,773,646
	1 総 務 管 理 費	6,731,822	1,160,551	7,892,373
3 民 生 費		17,062,943	265,084	17,328,027
	1 社 会 福 祉 費	8,188,559	136,250	8,324,809
	2 児 童 福 祉 費	6,497,258	128,079	6,625,337
	3 生 活 保 護 費	2,376,853	755	2,377,608
4 衛 生 費		2,643,078	△2,318	2,640,760
	1 保 健 衛 生 費	2,029,799	△4,746	2,025,053
	2 清 掃 費	611,887	2,428	614,315
5 農 林 水 産 業 費		356,030	△11,447	344,583
	1 農 業 費	356,030	△11,447	344,583
6 商 工 費		1,867,879	△151,738	1,716,141
	1 商 工 費	1,867,879	△151,738	1,716,141
7 土 木 費		5,018,085	△49,083	4,969,002
	1 土 木 管 理 費	137,683	△2,684	134,999
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,106,579	△13,524	1,093,055
	3 都 市 計 画 費	3,695,339	△31,621	3,663,718
	4 住 宅 費	78,484	△1,254	77,230
8 消 防 費		1,875,773	△3,795	1,871,978
	1 消 防 費	1,875,773	△3,795	1,871,978
9 教 育 費		4,015,829	809,081	4,824,910
	1 教 育 総 務 費	876,029	△20,874	855,155

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小 学 校 費	947,758	828,269	1,776,027
	3 中 学 校 費	493,593	4,971	498,564
	4 幼 稚 園 費	41,364	500	41,864
	5 社 会 教 育 費	1,103,692	△3,785	1,099,907
	6 保 健 体 育 費	553,393		553,393
12 諸 支 出 金		10	12	22
	1 土 地 開 発 基 金 費	10	12	22
歳 出 合 計		45,099,778	2,016,347	47,116,125

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	アルコール検知器購入事業	1, 292
		電気自動車充電設備設置事業	583
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	取手ウェルネスプラザ感染症対策事業	300
		ふれあいの郷空調設備改修事業	140,000
	2 児 童 福 祉 費	公立保育施設等感染症対策事業	6,700
		認定子ども園送迎バス安全装置設置補助事業	2,275
		民間保育園施設整備費補助事業	23,017
		民間保育園等感染症対策事業	16,700
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	60,000
		乳児家庭訪問等感染症対策事業	600
		取手駅東口喫煙所改修事業	13,387
7 土 木 費	1 土 木 管 理 費	米ノ井排水施設整備事業	1,543
	2 道 路 橋 り よ う 費	歩道橋長寿命化事業	156,484
		井野団地外周道路（市道0115号線他）道路改良事業	88,400
		井野台四丁目（市道3276号線他）道路改良事業	47,675
		駒場三丁目（市道1483号線他）道路改良事業	29,159
		桑原（市道3100号線他）道路改良事業	20,867
		東四丁目（市道4166号線他）通学路整備事業	10,000
		井野台一丁目（市道4113号線他）通学路整備事業	5,949
	3 都 市 計 画 費	桑原地区整備推進事業	41,404
		地籍調査事業	23,909
		都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業	19,103
		稲雨水幹線整備事業	49,137

款	項	事業名	金額
9 教育費	1 教育総務費	スクールバス安全装置設置事業	495
	2 小学校費	小学校遊具安全対策事業	38,000
		小学校教育活動体制整備事業	16,650
		白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業	779,356
	3 中学校費	中学校教育活動体制整備事業	7,650
	4 幼稚園費	藤代幼稚園感染症対策事業	500
	5 社会教育費	放課後子どもクラブ感染症対策事業	3,722

第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	666,300	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備事業	217,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	219,300	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
都市排水路整備事業	81,500				44,600			
市民緑地整備事業	48,700				46,100			
消防防災設備整備事業	114,500				111,200			
公民館施設整備事業	13,500				12,600			
合併特例債	618,500				1,813,900			
公共施設等除却債	29,200				24,800			
緊急自然災害防止対策事業	33,800				19,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	13,392,717	227,851	13,620,568
9 環 境 性 能 割 交 付 金	42,000	1,318	43,318
10 地 方 特 例 交 付 金	102,046	419	102,465
11 地 方 交 付 税	8,394,366	191,193	8,585,559
14 使 用 料 及 び 手 数 料	298,045	△557	297,488
15 国 庫 支 出 金	8,467,693	283,849	8,751,542
16 県 支 出 金	2,780,146	53,110	2,833,256
17 財 産 収 入	185,373	177	185,550
18 寄 附 金	1,100,548	833	1,101,381
19 繰 入 金	2,466,766	△588,016	1,878,750
21 諸 収 入	1,617,350	45,111	1,662,461
22 市 債	1,762,131	1,800,700	3,562,831
23 自 動 車 取 得 税 交 付 金		359	359
歳 入 合 計	45,099,778	2,016,347	47,116,125

歳 出		(単位 千円)						
		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
款				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総 務 費	7,613,095	1,160,551	8,773,646	161	1,076,900	△3,700	87,190
3	民 生 費	17,062,943	265,084	17,328,027	169,430	127,500	2,919	△34,765
4	衛 生 費	2,643,078	△2,318	2,640,760	△2,336		△1,752	1,770
5	農 林 水 産 業 費	356,030	△11,447	344,583	12,349			△23,796
6	商 工 費	1,867,879	△151,738	1,716,141	△6,472		△101,026	△44,240
7	土 木 費	5,018,085	△49,083	4,969,002	22,392	△59,900	△14,684	3,109
8	消 防 費	1,875,773	△3,795	1,871,978	△1,412	△3,300	676	241
9	教 育 費	4,015,829	809,081	4,824,910	142,847	659,500	2,165	4,569
12	諸 支 出 金	10	12	22			12	
	歳 出 合 計	45,099,778	2,016,347	47,116,125	336,959	1,800,700	△115,390	△5,922

2 歳 入
 (款) 1 市税 (項) 1 市民税 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個 人	5,514,930	227,851	5,742,781	1 現 年 課 税 分	227,851	・ 所得割 227,851 増
計	6,342,698	227,851	6,570,549			

(款) 9 環境性能割交付金 (項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	42,000	1,318	43,318	1 環境性能割交付金	1,318	・ 環境性能割交付金 1,318 増
計	42,000	1,318	43,318			

(款) 10 地方特例交付金 (項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	419	419	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	419	・ 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 419
計	0	419	419			

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

1 地方交付税	8,394,366	191,193	8,585,559	1 地方交付税	191,193	・ 普通交付税 191,193 増
計	8,394,366	191,193	8,585,559			

(款) 14 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

1 総務使用料	32,479	△2,097	30,382	1 自転車駐車場使用料	△2,097	・ 自転車駐車場使用料 2,097 減
計	204,158	△2,097	202,061			

(款) 14 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

2 衛生手数料	38,786	1,540	40,326	2 し尿処理手数料	1,540	・ し尿処理手数料 1,540 増
計	93,887	1,540	95,427			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	5,306,918	59,513	5,366,431	1 社会福祉費負担金	11,411	・ 自立支援医療給付費負担金 3,150 増
						・ 生活困窮者自立相談支援費負担金 8,261 増
				4 児童福祉費負担金	54,084	・ 子どものための教育・保育給付費負担金 54,084 増

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金				6 国民健康保険事業費負担金	△5,982	・保険基盤安定負担金 8,278 減 ・未就学児均等割保険料負担金 2,296
計	5,769,906	59,513	5,829,419			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,016,842	35,974	1,052,816	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	35,974	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 35,974 増
2 民生費国庫補助金	889,914	18,411	908,325	1 社会福祉費補助金	2,283	・成年後見制度利用促進体制整備推進事業費補助金 2,283
				2 児童福祉費補助金	16,128	・次世代育成支援対策交付金 3,753 増 ・保育対策総合支援事業費補助金 8,875 増 ・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 3,500 増
3 衛生費国庫補助金	403,990	200	404,190	3 母子衛生費補助金	200	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 200
4 土木費国庫補助金	235,676	7,457	243,133	1 市道整備事業費補助金	7,457	・防災・安全交付金(インフラ老朽化対策分) 7,457 増
5 消防費国庫補助金	840	△4	836	1 消防費補助金	△4	・消防団設備整備費補助金 4 減
6 教育費国庫補助金	74,625	162,298	236,923	2 小学校費補助金	157,285	・理科教育設備整備費等補助金 56 減 ・学校施設環境改善交付金 149,016 ・学校保健特別対策事業費補助金 8,325 増
				3 中学校費補助金	3,773	・理科教育設備整備費等補助金 52 減 ・学校保健特別対策事業費補助金 3,825 増
				5 社会教育費補助金	1,240	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 1,240 増
計	2,621,887	224,336	2,846,223			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	1,830,657	30,807	1,861,464	1 社会福祉費負担金	1,575	・自立支援医療給付費負担金 1,575 増
				3 児童福祉費負担金	27,041	・子どものための教育・保育給付費負担金 27,041 増
				5 国民健康保険事業費負担金	277	・保険基盤安定負担金 871 減 ・未就学児均等割保険料負担金 1,148

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金				6 後期高齢者医療事業費負担金	1,914	・保険基盤安定対策費負担金 1,914 増
4 土木費県負担金	13,425	13,875	27,300	1 地籍調査費負担金	13,875	・地籍調査費負担金 13,875 増
計	1,845,566	44,682	1,890,248			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	49	679	728	1 総務管理費補助金	679	・街頭防犯カメラ設置費補助金 679
2 民生費県補助金	543,818	4,861	548,679	4 児童福祉費補助金	4,861	・子育て支援対策臨時特例交付金 1,155 減 ・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 3,500 増 ・子どものための教育・保育給付費補助金 2,516 増
3 衛生費県補助金	38,161	546	38,707	1 保健衛生費補助金	346	・がん予防・検診促進事業費補助金 346
				4 母子衛生費補助金	200	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 200
4 農林水産業費県補助金	18,451	588	19,039	2 農業振興費補助金	588	・湛水防除施設等管理費補助金 588 増
7 教育費県補助金	53,742	1,754	55,496	3 社会教育費補助金	1,240	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 1,240 増
				7 幼稚園費補助金	250	・教育支援体制整備事業費補助金 250 増
				8 事務局費補助金	264	・学校等安全対策支援事業費補助金 264
計	712,857	8,428	721,285			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	291	177	468	1 利子及び配当金	177	・財政調整基金利子 65 増 ・土地開発基金利子 12 増 ・減債基金利子 54 増 ・地域福祉基金利子 7 増 ・公共施設整備基金利子 20 増 ・ふるさと取手応援基金利子 19 増
計	51,255	177	51,432			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	459	460	1 一般寄附金	459	・一般寄附金 459 増
2 総務費寄附金	1,100,120	△46	1,100,074	1 総務費寄附金	△46	・平和基金寄附金 46 減

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	267	420	687	1 民生費寄附金	420	・民生費寄附金 420 増
計	1,100,548	833	1,101,381			

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

3 介護保険特別会計繰入金	50,915	△355	50,560	1 介護保険特別会計繰入金	△355	・介護保険特別会計繰入金 355 減
計	96,185	△355	95,830			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,110,762	△563,237	547,525	1 財政調整基金繰入金	△563,237	・財政調整基金繰入金 563,237 減
3 みどりの基金繰入金	20,417	△1,039	19,378	1 みどりの基金繰入金	△1,039	・みどりの基金繰入金 1,039 減
4 公共施設整備基金繰入金	90,011	△15,686	74,325	1 公共施設整備基金繰入金	△15,686	・公共施設整備基金繰入金 15,686 減
5 学校施設整備基金繰入金	7,507	△1,287	6,220	1 学校施設整備基金繰入金	△1,287	・学校施設整備基金繰入金 1,287 減
6 ふるさと取手応援基金繰入金	976,342	△6,320	970,022	1 ふるさと取手応援基金繰入金	△6,320	・ふるさと取手応援基金繰入金 6,320 減
8 平和基金繰入金	51	△1	50	1 平和基金繰入金	△1	・平和基金繰入金 1 減
10 森林環境譲与税基金繰入金	10,095	△91	10,004	1 森林環境譲与税基金繰入金	△91	・森林環境譲与税基金繰入金 91 減
計	2,370,581	△587,661	1,782,920			

(款) 21 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 民生費受託事業収入	48,628	1,995	50,623	3 一体的実施事業受託収入	1,995	・高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業受託収入 1,995
計	53,117	1,995	55,112			

(款) 21 諸収入

(項) 5 収益事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 競輪事業特別会計繰入金	20,000	130,000	150,000	1 競輪事業特別会計繰入金	130,000	・競輪事業特別会計繰入金 130,000 増
計	20,000	130,000	150,000			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

3 弁償金	23,953	5,716	29,669	1 弁償金	5,716	・放射能対策費用弁償金(過年度) 5,716
5 雑入	997,315	△92,600	904,715	4 総務費雑入	1,659	・戦争体験記売却代 7 減 ・宝くじ収益金市町村交付金 1,667 増 ・送料個人負担分 1 減
				5 民生費雑入	4,740	・後期高齢者医療制度特別対策補助金 4,740 増
				8 商工費雑入	△98,999	・雇用保険料本人負担分 9 減 ・プレミアム付商品券販売代金 98,990 減
計	1,448,230	△86,884	1,361,346			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 土木債	375,500	△37,900	337,600	1 市道整備事業債	1,600	・市道整備事業債 1,600 増
				2 都市計画事業債	△36,900	・都市排水路整備事業債 36,900 減
				3 公園緑地整備事業債	△2,600	・市民緑地整備事業債 2,600 減
4 消防債	114,500	△3,300	111,200	1 消防防災設備整備事業債	△3,300	・消防防災設備整備事業債 3,300 減
5 教育債	13,500	665,400	678,900	1 社会教育施設整備事業債	△900	・公民館施設整備事業債 900 減
				3 小学校施設整備事業債	666,300	・小学校施設整備事業債 666,300
6 合併特例債	618,500	1,195,400	1,813,900	1 合併特例債	1,195,400	・合併特例債 1,195,400 増
8 公共施設等適正管理推進事業債	60,600	△4,400	56,200	1 公共施設等除却債	△4,400	・公共施設等除却債 4,400 減
9 緊急自然災害防止対策事業債	33,800	△14,500	19,300	1 緊急自然災害防止対策事業債	△14,500	・緊急自然災害防止対策事業債 14,500 減
計	1,762,131	1,800,700	3,562,831			

(款) 23 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車取得税交付金	0	359	359	1 自動車取得税交付金	359	・自動車取得税交付金 359
計	0	359	359			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明				
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他							
1 一 般 管 理 費	△713 (1,587,611) (1,586,898)	△289		△1,103		14 工事請負費	△713	23 職員の福利厚生に要する経費			
		国庫支出金 679		繰入金							
		県支出金 △289							289		
									289		
		679		△1,103	△289			30 防犯に要する経費	713 減		
								工事請負費 ・防犯カメラ設置工事	(713 減) 713 減		
4 財 政 管 理 費	1,135,914 (1,682,253) (2,818,167)		1,079,100	19	56,795	24 積立金	1,135,914	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費	19 増		
										積立金 ・ふるさと取手応援基金積立金	(19 増) 19 増
			1,079,100		56,795					22 地域振興基金積立金	1,135,895
										積立金 ・地域振興基金積立金	(1,135,895) 1,135,895

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 財産管理費	△2,675 (374,921) (372,246)		△2,200	20	△287			
				財産収入 △208				
			△2,200	繰入金 △335	△160	12 委託料	△330	20 庁舎の管理に要する経費 2,695 減
						14 工事請負費	△2,365	
						24 積立金	20	委託料 (330 減) ・ 取手庁舎照明器具改修工事 (LED化) 実施 設計業務委託料 330 減 工事請負費 (2,365 減) ・ 取手庁舎エレベーター改修工事 2,365 減
			127	△127		22 市有財産管理に要する経費		
						財源充当の変更		
			20			25 公共施設整備基金積立金	20 増	
						積立金 (20 増) ・ 公共施設整備基金積立金 20 増		
7 企画費	0 (11,406) (11,406)			△350	350			
				繰入金 △350	350			15 行政改革推進に要する経費
						財源充当の変更		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
8 電算組織 管理費	0	△229		△45	274		20 電算・OA化等に要する経費		
	(415,611)	国庫支出金		繰入金				財源充当の変更	
	(415,611)	△229		△45	274			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
		△229			229			財源充当の変更	
9 交通安全 対策費	0			△2,097	2,097		21 自転車駐車場の維持管理に要する経費		
	(92,693)			使用料・手数料				財源充当の変更	
	(92,693)			△2,097	2,097				
14 財政調整 基金費	579			119	460	24 積立金	20 財政調整基金積立金		
	(742,982)			財産収入				579	525 増
	(743,561)			65	460				積立金 (525 増) ・ 財政調整基金積立金 525 増
				54					21 減債基金積立金 54 増
							積立金 (54 増) ・ 減債基金積立金 54 増		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
15 諸費	27,446 (1,636,795) (1,664,241)			△46 寄附金 △1 繰入金 △8 諸収入 △55	27,501				
					1	10 需用費	△8	20 平和推進に要する経費	54 減
				△55	1	1 消耗品費	△8	(1) 非核平和推進関係経費	54 減
						22 償還金, 利子及び割引料	27,500	需用費 消耗品費	(8 減) 8 減
						24 積立金	△46	積立金 ・平和基金積立金	(46 減) 46 減
					27,500			33 過年度国庫支出金等過誤納返還金	27,500 増
								償還金, 利子及び割引料 ・過年度国県支出金等過誤納返還金	(27,500 増) 27,500 増
項計	1,160,551 (6,731,822) (7,892,373)	161	1,076,900	△3,700	87,190				
款計	1,160,551 (7,613,095) (8,773,646)	161	1,076,900	△3,700	87,190				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	△7,239 (1,922,854) (1,915,615)	4,662 国庫支出金 377 県支出金		7 財産収入 420 寄附金 △1,755 繰入金 1,907 諸収入	△12,857			
				960		10 需用費	300	31 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 960 増
						1 消耗品費	300	扶助費 (960 増)
						18 負担金, 補助及び交付金	△895	・ 特定疾病療養者見舞金 960 増
				△1,335	440	34 健康づくり推進事業に要する経費		895 減
						19 扶助費	960	
						24 積立金	7	負担金, 補助及び交付金 (895 減)
						27 繰出金	△7,611	・ 健康づくり応援補助金 895 減
		△5,705		1,907	△3,813	40 国民健康保険事業特別会計繰出金		7,611 減
								繰出金 (7,611 減) ・ 国民健康保険事業特別会計繰出金 7,611 減
		200			100	42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費		300 増
		200			100	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		300 増
								需用費 (300 増) 消耗品費 300 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債				
1 社会福祉 総務費		8,261			△8,261		43 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費
							財源充当の変更
				7			50 地域福祉基金積立金 7 増
		2,283			△2,283		積立金 (7 増) ・地域福祉基金積立金 7 増
						56 成年後見制度利用促進に要する経費	
						財源充当の変更	
2 障害者 福祉費	6,300	3,150			1,575	19 扶助費	6,300 33 自立支援に要する経費 6,300 増
	(2,270,568)	国庫支出金					
	(2,276,868)	1,575					
		県支出金			1,575		
		4,725			1,575		(2) 自立支援医療に関する経費 6,300 増
		4,725			1,575		扶助費 (6,300 増) ・自立支援医療給付費 6,300 増
3 老人 福祉費	137,189	△1,150	135,400	△2,200	△1,603	14 工事請負費	140,000 22 高齢者生活支援に要する経費
	(3,356,798)	国庫支出金		繰入金			
	(3,493,987)	1,914		4,828			
		県支出金		諸収入			
		△1,060			1,060		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
3 老人福祉費		△1,060			1,060	18 負担金, 補助及び交付金	△3,110	(9) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
						27 繰出金	299	財源充当の変更	
			135,400	△2,200	6,800			28 福祉施設の管理運営に要する経費	140,000 増
			135,400	△2,200	6,800			(3) ふれあいの郷管理運営に関する経費	140,000 増
								工事請負費 ・ふれあいの郷空調設備改修工事	(140,000) 140,000
					△2,254			48 介護保険特別会計繰出金	2,254 減
					△2,254			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,254 減
								繰出金 ・介護保険特別会計繰出金	(2,254 減) 2,254 減
			△90			△3,020		64 介護保険施設整備に要する経費	3,110 減
			△90			△3,020		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	3,110 減
							負担金, 補助及び交付金 ・高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金 ・指定訪問介護事業所等物価高騰対策支援金	(3,110 減) 2,000 減 1,110 減	
		1,914		4,828	△4,189		72 後期高齢者医療特別会計繰出金	2,553 増	
							繰出金 ・後期高齢者医療特別会計繰出金	(2,553 増) 2,553 増	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	136,250 (8,188,559) (8,324,809)	10,528	135,400	3,207	△12,885			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	2,100 (924,925) (927,025)	58,225 国庫支出金 700 県支出金 1,000			△56,825 500	10 需用費 2,100	12 子ども・子育て事業に要する経費 1,500 増
		1,000			500	1 消耗品費 2,100	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,500 増
		200			100		需用費 (1,500 増) 消耗品費 1,500 増
		200			100		21 家庭児童相談室に要する経費 300 増
		200			100		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 300 増
		200			100		需用費 (300 増) 消耗品費 300 増
		200			100		33 少子化対策事業に要する経費 300 増
		200			100		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 300 増
							需用費 (300 増) 消耗品費 300 増

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債					その他
1 児童福祉 総務費		57,525			△57,525		41 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費	
		57,525			△57,525		(2) 子育て世帯応援臨時給付金給付事業に関する経費	
							財源充当の変更	
3 児 童 入 所 費	131,942 (2,423,032) (2,554,974)	63,709 国庫支出金 30,402 県支出金 72,214	△600		38,431			
					24,786	12 委 託 料	114,700	20 民間保育園入所に要する経費 97,000 増
						18 負担金, 補助及び 交付金	17,242	委託料 (97,000 増) ・民間保育園児入所委託料 8,500 増 ・地域型保育園児入所委託料 7,700 増 ・施設給付型幼稚園児入所委託料 8,300 増 ・認定こども園2号3号認定児入所委託料 72,500 増
		10,470	△600		7,372		22 民間保育園運営に要する経費 17,242 増	
		1,120	△600		22		(1) 民間保育園運営に要する経費 542 増	
							負担金, 補助及び交付金 (542 増) ・事故防止推進事業補助金 2,275 増 ・民間保育園施設整備費補助金 1,733 減	
		9,350			7,350		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 16,700 増	
							負担金, 補助及び交付金 (16,700 増)	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
3 児童 入所費							<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育園等環境改善施設整備補助金 10,700 増 ・民間保育園一時預かり事業補助金 1,500 増 ・民間保育園延長保育事業補助金 3,900 増 ・民間保育園病児保育事業補助金 600 増 	
		11,427			6,273		24 管外保育委託に要する経費 17,700 増	
							委託料 (17,700 増)	
							<ul style="list-style-type: none"> ・管外公立保育所委託料 1,500 増 ・管外私立認定こども園1号認定児委託料 11,200 増 ・管外私立認定こども園2号3号認定児委託料 5,000 増 	
4 保育所費	△5,963	5,166	△7,300	△288	△4,241			
	(1,258,898)	国庫支出金		繰入金				
	(1,252,935)	700						
		県支出金						
		1,196			△5,119	10 需用費	4,600	20 保育所の管理運営に要する経費 3,923 減
		1,196			△5,119	1 消耗品費	4,600	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 3,923 減
						12 委託料	△535	
					14 工事請負費	△3,605	需用費 (2,500 増)	
					17 備品購入費	△6,423	消耗品費 2,500 増	
							備品購入費 (6,423 減)	
							・保育備品 6,423 減	
		3,270	△7,300	△288	178		21 保育所の施設整備に要する経費 4,140 減	
							委託料 (535 減)	
							・白山保育所外壁改修工事実施設計業務委託料 535 減	
							工事請負費 (3,605 減)	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 保育所費							・戸頭北保育所解体工事 3,605 減	
		800			400		22 子育て支援に要する経費 1,200 増	
		800			400		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,200 増	
							需用費 (1,200 増) 消耗品費 1,200 増	
		600			300		23 一時的保育事業に要する経費 900 増	
		600			300		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 900 増	
						需用費 (900 増) 消耗品費 900 増		
項 計	128,079 (6,497,258) (6,625,337)	158,902	△7,900	△288	△22,635			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	755 (118,853) (119,608)				755		
					755	12 委託料	755
							5 生活保護事務に要する経費 755 増
							委託料 (755 増) ・訴訟代理委託料 755

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	755 (2,376,853) (2,377,608)				755			
款計	265,084 (17,062,943) (17,328,027)	169,430	127,500	2,919	△34,765			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	0 (511,551) (511,551)	283 県支出金			△283			
		283			△283			5 保健衛生事務に要する経費
財源充当の変更								
2 予防費	△5,341 (1,188,020) (1,182,679)	△3,082 国庫支出金			△2,259			
		△3,082			△2,259	19 扶助費	△5,341	23 感染症予防に要する経費 5,341 減
		△3,082			△2,259			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 5,341 減
								扶助費 (5,341 減) ・ 自宅療養者支援セット給付費 5,341 減
3 母子 衛生費	600 (172,619) (173,219)	200 国庫支出金			200			
		200 県支出金						
		400			200	10 需用費	600	5 母子衛生事務に要する経費 600 増

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
3 母子衛生費		400			200	1 消耗品費	600	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 600 増 需用費 (600 増) 消耗品費 600 増
4 生活習慣病対策費	0 (38,111) (38,111)	63 県支出金			△63			
		63			△63			20 生活習慣病対策検診に要する経費
		21			△21			(2) 乳がん検診関係経費
		42			△42			財源充当の変更 (10) レディースデイ健診関係経費
								財源充当の変更
6 環境衛生費	△5 (101,430) (101,425)			△3,292 繰入金	3,287			
				△3,292	3,287	12 委託料	△5	40 取手駅東西口喫煙所管理に要する経費 5 減
								委託料 (5 減) ・取手駅東口喫煙所改修工事実施設計業務委託料 5 減
項計	△4,746 (2,029,799) (2,025,053)	△2,336		△3,292	882			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
5 し尿処理費	2,428 (139,724) (142,152)			1,540 使用料・手数料 1,540	888 888	12 委託料	2,428	20 し尿処理事業に要する経費 2,428 増
								委託料 (2,428 増) ・し尿収集運搬委託料 2,428 増
項計	2,428 (611,887) (614,315)			1,540	888			
款計	△2,318 (2,643,078) (2,640,760)	△2,336		△1,752	1,770			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	△12,035 (194,627) (182,592)	11,761 国庫支出金			△23,796			
		11,761			△23,796	18 負担金, 補助及び交付金	△12,035	20 農業振興に要する経費 12,035 減
					3,471			(1) 農業振興に要する経費 3,471 増
								負担金, 補助及び交付金 (3,471 増) ・認定農業者支援事業補助金 3,471 増
		11,761			△27,267			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 15,506 減
								負担金, 補助及び交付金 (15,506 減) ・生産販売農家緊急補助金 15,506 減

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
4 農地費	588 (48,044) (48,632)	588 県支出金				18 負担金, 補助及び 交付金	588	20 土地改良事業に要する経費 負担金, 補助及び交付金 ・久賀地区湛水防除施設等管理費負担金	588 増 (588 増) 588 増
項計	△11,447 (356,030) (344,583)	12,349			△23,796				
款計	△11,447 (356,030) (344,583)	12,349			△23,796				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工 振興費	△150,138 (1,661,679) (1,511,541)	△6,472 国庫支出金		△2,027 繰入金 △98,999 諸収入	△42,640					
		△5,513		△1,261	△62	1 報酬	△1,015	20 商工業振興助成に要する経費	6,836 減	
				△1,252	1,252	3 職員手当等 4 共済費	△1,217 △336	(1) 商工業振興助成に関する経費		
						8 旅費 1 費用弁償	△126 △126	財源充当の変更		
		△5,513		△9	△1,314	10 需用費	△110	(6) 運送事業者等事業継続支援金給付事業に関する経費	6,836 減	
						1 消耗品費 11 役務費	△110 △32	報酬	(1,015 減)	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
2 商工 振興費						1 通信運搬費	△32	・会計年度任用職員報酬	1,015 減
						12 委託料	△142,718	職員手当等	(1,217 減)
						18 負担金, 補助及び 交付金	△4,584	時間外勤務手当	904 減
								期末手当	313 減
								共済費	(336 減)
								雇用保険料	27 減
								厚生年金保険料	185 減
								子ども・子育て拠出金	8 減
								健康保険料負担金	116 減
								旅費	(126 減)
費用弁償	126 減								
需用費	(110 減)								
消耗品費	110 減								
役務費	(32 減)								
通信運搬費	32 減								
負担金, 補助及び交付金	(4,000 減)								
・運送事業者等事業継続支援金	4,000 減								
			△775	191		28 産業振興に要する経費	584 減		
			△775	191		(4) 創業支援等事業に関する経費	584 減		
						負担金, 補助及び交付金	(584 減)		
						・産業振興チャレンジ支援事業補助金	50 減		
						・市民事業活動促進補助金	534 減		
	△2,247		△98,990	△41,481		33 プレミアム付商品券事業(新型コロナウイルス感染症対応)に要する経費	142,718 減		
						委託料	(142,718 減)		

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 商工振興費		1,288			△1,288		・プレミアム付商品券印刷換金業務委託料 142,718 減 35 生活応援商品券事業に要する経費 財源充当の変更	
6 観光費	△1,600 (39,377) (37,777)				△1,600 △1,600 △1,600	18 負担金, 補助及び交付金	△1,600 20 観光事業に要する経費 1,600 減 (1) 観光事業に関する経費 1,600 減 負担金, 補助及び交付金 (1,600 減) ・市観光協会補助金 1,600 減	
項計	△151,738 (1,867,879) (1,716,141)	△6,472		△101,026	△44,240			
款計	△151,738 (1,867,879) (1,716,141)	△6,472		△101,026	△44,240			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	△2,684 (137,683) (134,999)		△2,000		△684			
			△2,000		△684	16 公有財産購入費	△2,684	25 道路管理に要する経費 2,684 減 公有財産購入費 (2,684 減)

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 土木 総務費								・市道工事に伴う用地代 2,684 減
項計	△2,684 (137,683) (134,999)		△2,000		△684			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路 維持費	△1,180 (605,016) (603,836)	7,457 国庫支出金	△6,000	35 繰入金	△2,672			
		7,457	8,500	35	△2,707	12 委託料	△8,250	20 道路維持補修に要する経費 13,285 増
						14 工事請負費	7,070	委託料 (8,250 減) ・橋梁長寿命化計画修正業務委託料 8,250 減 工事請負費 (21,535 増) ・取手駅西口広場エスカレーター補修工事 165 減 ・歩道橋補修工事 21,810 増 ・排水施設改修工事 110 減
			△14,500		35			26 道路維持に要する経費 14,465 減
			△14,500		35			(4) 稲 (市道 2 4 9 4 号線) 14,465 減
3 道路 改良費	△12,344 (356,407) (344,063)		△11,300		△1,044			
			△11,400		△944	12 委託料	△8,809	20 道路改良に要する経費 12,344 減

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 道路改良費			△6,500		△376	14 工事請負費	△927	(41) 井野台 (市道3453号線他) 6,876 減
						16 公有財産 購入費	△2,608	工事請負費 (6,876 減) ・市道改良工事 6,876 減
			△4,900		△568			(42) 米ノ井弁才天 (市道0203号線) 5,468 減
								委託料 (2,860 減) ・市道改良工事に伴う土地評価業務委託料 2,860 減
								公有財産購入費 (2,608 減) ・市道改良工事に伴う用地代 2,608 減
			100		△100			25 通学路整備に要する経費
			△900		△1,290			(30) 桑原 (市道4042号線) 2,190 減
								委託料 (2,190 減) ・市道改良工事に伴う測量委託料 1,387 減 ・市道改良工事に伴う詳細設計委託料 803 減
		1,000		1,190	(32) 井野台一丁目 (市道4113号線他) 2,190 増			
項計	△13,524 (1,106,579) (1,093,055)	7,457	△17,300	35	△3,716			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費	0 (664,913) (664,913)	1,060 国庫支出金		213 繰入金	△1,273			
				213	△213		7 分庁舎の管理に要する経費	
		1,060			△1,060		財源充当の変更 25 都市交通政策の推進に要する経費	
		1,060			△1,060		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 財源充当の変更	
3 地籍 調査費	21,111 (21,301) (42,412)	13,875 県支出金			7,236			
		13,875			7,236	7 報償費	536	20 地籍調査事業に要する経費
						10 需用費	680	21,111 増
						1 消耗品費	678	報償費 (536 増) ・地籍調査推進委員謝礼 536 増
						3 食糧費	2	需用費 (680 増)
						11 役務費	226	消耗品費 678 増
						1 通信運搬費	226	食糧費 2 増
						12 委託料	17,755	役務費 (226 増) 通信運搬費 226 増
					13 使用料及び賃借料	1,914	委託料 (17,755 増) ・地籍調査測量委託料 17,755 増	
							使用料及び賃借料 (1,914 増) ・地籍調査支援システム使用料 1,914 増	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
5 街路 事業費	2 (79,428) (79,430)				2				
					2	12 委託料	12,544	22 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する	
						14 工事請負費	△14,261	経費	
						16 公有財産 購入費	512	委託料 ・測量設計業務委託料 工事請負費 ・道路改良工事 公有財産購入費 ・用地代 補償、補填及び賠償金 ・物件移転補償費	
					21 補償、補填 及び賠償金	1,207	(12,544 増) 12,544 (14,261 減) 14,261 減 (512) 512 (1,207) 1,207	2 増	
6 都市 排水費	△49,102 (264,917) (215,815)		△36,900	△12,403 繰入金	201				
			△100		△120	14 工事請負費	△49,102	20 排水路の維持管理に要する経費	
								工事請負費 ・排水施設改修工事	
			△36,800	△12,403	321			21 樋管の維持管理に要する経費	
								工事請負費 ・排水機場改修工事	48,882 減 (48,882 減) 48,882 減

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国県支出金	地方債	その他						
8 公園 緑地費	△3,632 (329,185) (325,553)		△2,600	△2,529 繰入金	1,497					
			△2,600	△1,025	184	7 報償費	△10	21 緑地等管理に要する経費	3,441 減	
						10 需用費	△113	公有財産購入費 ・緑地等用地代	(3,441 減) 3,441 減	
						1 消耗品費	△113			
						11 役務費	△6			
					△80	2	8 賠償保険料	△6	22 保存緑地・保存樹木等に要する経費	78 減
							12 委託料	△19	報償費 ・巨木・名木めぐりツアー講師謝礼 役務費 賠償保険料 委託料 ・保存緑地・保存樹木等標柱作成業務委託料 負担金, 補助及び交付金 ・保存緑地・保存樹木等助成金	(10 減) 10 減 (6 減) 6 減 (19 減) 19 減 (43 減) 43 減
						16 公有財産購入費	△3,441			
						18 負担金, 補助及び交付金	△43			
					△114	1		25 緑化推進に要する経費		
							需用費 消耗品費	(113 減) 113 減		
			△1,310	1,310			27 公園維持管理に要する経費			
							財源充当の変更			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△31,621 (3,695,339) (3,663,718)	14,935	△39,500	△14,719	7,663			

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住宅 管理費	△1,254 (78,484) (77,230)		△1,100		△154			
			△1,100		△154	14 工事請負費	△1,254	20 市営住宅管理に要する経費
								1,254 減
								工事請負費 ・市営住宅解体工事 (1,254 減) 1,254 減
項計	△1,254 (78,484) (77,230)		△1,100		△154			
款計	△49,083 (5,018,085) (4,969,002)	22,392	△59,900	△14,684	3,109			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備 消防費	0 (1,632,818) (1,632,818)			△411 繰入金	411			
				△411	411			22 消防庁舎の管理運営に要する経費
								財源充当の変更

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
3 非常備 消防費	△413 (112,009) (111,596)	△4	△400	162	△171	17 備品購入費	△413	21 消防団の運営に要する経費	413 減
		△4	△400	162	△171			備品購入費 (413 減) ・ 消防ポンプ自動車 399 減 ・ 消防団用水害救助ボート 14 減	
4 消防 施設費	△3,382 (106,950) (103,568)	△1,408	△2,900	925	1	17 備品購入費	△3,382	22 消防施設の整備に要する経費	3,382 減
		△1,408	△2,900	925	1			(1) 消防施設の整備に要する経費	1,374 減
			△2,300	925	1			備品購入費 (1,374 減) ・ 高規格救急自動車 1,301 減 ・ 指揮車 73 減	
		△1,408	△600					(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,008 減
							備品購入費 (2,008 減) ・ 高規格救急自動車 2,008 減		
項 計	△3,795 (1,875,773) (1,871,978)	△1,412	△3,300	676	241				

(款) 8 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
款計	△3,795 (1,875,773) (1,871,978)	△1,412	△3,300	676	241			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	△3,620 (611,710) (608,090)	264		△1,730	△2,154				
		県支出金		繰入金					
		264			231	13 使用料及び賃借料	△2,190	22 通学送迎に要する経費	495 増
						14 工事請負費	△1,925	備品購入費	(495)
						495	・スクールバス安全装置	495	
				△1,730	△2,385		23 教育情報機器整備に要する経費	4,115 減	
							使用料及び賃借料	(2,190 減)	
							・教育センターシステムクラウド使用料	2,190 減	
							工事請負費	(1,925 減)	
							・アクセスポイント設置工事	1,925 減	
4 教育研究 指導費	△17,254 (247,214) (229,960)	△12,399		△289	△4,566				
		国庫支出金		繰入金					
		△12,122			△5,132	18 負担金, 補助及び交付金	△17,254	5 教育振興に要する経費	17,254 減
		△12,122			△5,132			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	17,254 減
							負担金, 補助及び交付金	(17,254 減)	
							・修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金	9,037 減	
							・修学旅行等参加補助金	8,217 減	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 教育研究 指導費		△277			277		24 教育相談に要する経費	
		△277			277		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
				△289	289		財源充当の変更	
							39 移動学習バス委託事業に要する経費	
							財源充当の変更	
項 計	△20,874 (876,029) (855,155)	△12,135		△2,019	△6,720			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学 校 管 理 費	54,229 (396,569) (450,798)	19,859 国庫支出金	24,000	185 繰入金	10,185			
		12,118	24,000	185	1,576	10 需用費	16,350	20 小学校管理に要する経費 37,879 増
						1 消耗品 費	16,350	工事請負費 (38,000 増)
						14 工事請負費	38,000	・遊具更新工事 38,000
						17 備品購入費	△121	備品購入費 (121 減)
								・更新分諸備品 121 減
		7,741				8,609		22 小学校保健衛生に要する経費 16,350 増
	7,741				8,609		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 16,350 増	
							需用費 (16,350 増)	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 学校管理費								消耗品費 16,350 増
2 教育振興費	△1,839 (113,093) (111,254)	△56		913	△2,696	17 備品購入費	△1,839	21 小学校教育設備及び教材費に要する経費 88 減
		国庫支出金		繰入金				備品購入費 (88 減) ・理科教育等設備整備用備品 88 減
		△56		913	△945			22 小学校コンピュータ整備に要する経費 1,751 減
					△1,751			備品購入費 (1,751 減) ・無線アクセスポイント 1,751 減
3 学校建設費	776,957 (62,085) (839,042)	136,898	642,000	36	△1,977	12 委託料 14 工事請負費	19,092 757,865	21 小学校施設整備に要する経費 2,135 減
		国庫支出金		繰入金				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,135 減
					△2,135			工事請負費 (2,135 減) ・小学校手足洗い場設置工事 2,135 減
					△2,135			22 小学校建設事業に要する経費 779,092 増
		136,898	642,000	36	158			(3) 白山小学校 779,092 増
		136,898	642,000	36	158			委託料 (19,092 増)

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明			
		特定財源			一般財源	区分	金額				
		国庫支出金	地方債	その他							
3 学校建設費								<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校舎・体育館長寿命化改良工事実施設計業務委託料 264 減 ・小学校校舎・体育館長寿命化改良工事監理業務委託料 19,356 工事請負費 (760,000) ・小学校校舎・体育館長寿命化改良工事 760,000 			
4 学校給食費	△1,078 (376,011) (374,933)	△538		250	△790	14 工事請負費	△1,078	20 給食運営に要する経費			
		国庫支出金		繰入金							
		△538			538					(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
		△538			538					財源充当の変更	
					250			△1,328		21 給食施設整備に要する経費	1,078 減
					250			△250		(1) 給食施設整備に要する経費	
								△1,078		財源充当の変更	
						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,078 減				
							工事請負費 (1,078 減) ・自動水栓化工事 1,078 減				
項計	828,269 (947,758) (1,776,027)	156,163	666,000	1,384	4,722						

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債				
1 学校 管理費	6,257	2,648		4	3,605		
	(171,749)	国庫支出金		繰入金			
	(178,006)			4	△4	10 需用費	20 中学校管理に要する経費
						1 消耗品費	財源充当の変更
		2,648			3,609		22 中学校保健衛生に要する経費 6,257 増
		2,648			3,609		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 6,257 増
							需用費 (6,257 増) 消耗品費 6,257 増
2 教育 振興費	△1,286	△52		655	△1,889		
	(120,871)	国庫支出金		繰入金			
	(119,585)	△52		655	△647	17 備品購入費	21 中学校教育設備及び教材費に要する経費 44 減
							備品購入費 (44 減) ・理科教育等設備整備用備品 44 減
					△1,242		22 中学校コンピュータ整備に要する経費 1,242 減
							備品購入費 (1,242 減) ・無線アクセスポイント 1,242 減
4 学校 給食費	0	△449		109	340		
(184,606)	国庫支出金		繰入金				
(184,606)							

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
4 学校給食費		△449			449			20 給食運営に要する経費
		△449			449			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
				109	△109			財源充当の変更
								21 給食施設整備に要する経費
								財源充当の変更
項 計	4,971 (493,593) (498,564)	2,147		768	2,056			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理費	500 (41,364) (41,864)	250			250			
		250			250	10 需用費	500	21 幼稚園保健衛生に要する経費 500 増
		250			250	1 消耗品費	500	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 500 増
								需用費 (500 増) 消耗品費 500 増
項 計	500 (41,364) (41,864)	250			250			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	2,156	△4,569		1,667	3,818			
	(725,226)	国庫支出金		諸収入				
	(727,382)	1,240						
		県支出金						
		△5,216			5,216	10 需用費	3,722	33 アートのあるまちづくり推進に要する経費
		△5,216			5,216	1 消耗品費	3,722	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
						17 備品購入費	△1,566	財源充当の変更
			1,667	△1,667			37 アートギャラリーの管理運営に要する経費	
							財源充当の変更	
	1,887				269		38 放課後児童対策事業に要する経費	
	1,887				269		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
							需用費 (3,722 増) 消耗品費 3,722 増 備品購入費 (1,566 減) ・放課後子どもクラブ用備品 1,566 減	
2 公民館費	△41	△92	△900	△922	1,873			
	(123,961)	国庫支出金		繰入金				
	(123,920)	△92			92	14 工事請負費	△41	5 公民館事務に要する経費
		△92			92			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 公民館費			△900	△922	1,781			財源充当の変更 23 公民館施設整備に要する経費 41 減 工事請負費 (41 減) ・久賀公民館屋根改修工事 41 減
3 図書館費	△5,900 (235,133) (229,233)		△5,600	△300 繰入金				
			△5,600	△300		14 工事請負費	△5,900	20 図書館管理運営に要する経費 5,900 減 工事請負費 (5,900 減) ・ふじしろ図書館空調設備改修工事 5,900 減
項 計	△3,785 (1,103,692) (1,099,907)	△3,421	△6,500	445	5,691			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2 体育施設費	0 (231,417) (231,417)			1,317 繰入金	△1,317			
				1,317	△1,317			20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 財源充当の変更

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
3 学校給食センター費	0 (258,435) (258,435)	△157 国庫支出金		270 繰入金	△113			
		△157			157		20 給食センター運営に要する経費	
		△157			157		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
				270	△270		21 給食センター施設整備に要する経費	
							財源充当の変更	
項計	0 (553,393) (553,393)	△157		1,587	△1,430			
款計	809,081 (4,015,829) (4,824,910)	142,847	659,500	2,165	4,569			

(款) 12 諸支出金

(項) 1 土地開発基金費

1 土地開発基金費	12 (10) (22)			12 財産収入			
				12	27 繰出金	12	20 土地開発基金繰出金 12 増
							繰出金 (12 増) ・ 土地開発基金繰出金 12 増

(款) 12 諸支出金

(項) 1 土地開発基金費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
項計	12 (10) (22)			12				
款計	12 (10) (22)			12				
歳出合計	2,016,347 (45,099,778) (47,116,125)	336,959	1,800,700	△115,390	△5,922			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(887) 739	917,482	2,882,901	2,723,892	6,524,275	1,093,883	7,618,158	
補 正 後	(887) 739	916,467	2,882,901	2,722,675	6,522,043	1,093,547	7,615,590	
比 較	()	△ 1,015		△ 1,217	△ 2,232	△ 336	△ 2,568	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,500	56,400	49,600	112,200	9,780	239,764	38,400
	補 正 後	74,500	56,400	49,600	112,200	9,780	238,860	38,400
	比 較						△ 904	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	704,869	550,378	523,033	309,762	41,476	11,847	1,883
	補 正 後	704,556	550,378	523,033	309,762	41,476	11,847	1,883
	比 較	△ 313						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(85) 739		2,882,901	2,661,588	5,544,489	999,581	6,544,070	
補 正 後	(85) 739		2,882,901	2,660,684	5,543,585	999,581	6,543,166	
比 較				△ 904	△ 904		△ 904	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,500	56,400	49,600	112,200	9,780	239,764	38,400
	補 正 後	74,500	56,400	49,600	112,200	9,780	238,860	38,400
	比 較						△ 904	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	642,565	550,378	523,033	309,762	41,476	11,847	1,883
	補 正 後	642,565	550,378	523,033	309,762	41,476	11,847	1,883
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(802)	917,482		62,304	979,786	94,302	1,074,088	
補 正 後	(802)	916,467		61,991	978,458	93,966	1,072,424	
比 較	()	△ 1,015		△ 313	△ 1,328	△ 336	△ 1,664	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	62,304						
	補 正 後	61,991						
	比 較	△ 313						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 1,217	制度改正に伴う増減分		扶養 千円 期末 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 夜間 児童 管理職特勤	
		その他の増減分	△ 1,217	扶養 千円 期末 △ 313 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 △ 904 夜間 児童 管理職特勤	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,600,925	19,164,501	3,892,000	1,887,675	21,168,826
(1) 総務債	147,156	188,592		14,052	174,540
(2) 民生債	269,526	247,572		20,416	227,156
(3) 衛生債	7,620	6,350	15,000	1,270	20,080
(4) 農林水産業債	203,112	180,533	13,200	30,705	163,028
(5) 商工債	38,272	37,394		9,078	28,316
(6) 土木債	1,916,344	1,753,530	371,300	261,847	1,862,983
(7) 消防債	506,356	488,574	111,200	74,112	525,662
(8) 教育債	2,491,080	2,422,924	1,212,900	240,567	3,395,257
(9) 地域再生事業債	7,940	150		150	
(10) 合併特例債	12,400,654	11,960,666	2,043,900	1,012,884	12,991,682
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	22,692	15,626		7,066	8,560
(12) 災害復旧債	25,136	21,052		4,085	16,967
(13) 緊急防災・減災事業債	1,038,617	917,621	5,300	176,130	746,791
(14) 全国防災事業債	83,920	79,737		4,187	75,550
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	356,300	750,100	33,200	18,946	764,354
(16) 緊急自然災害防止対策事業債		2,500	29,800		32,300
(17) 公共施設等適正管理推進事業債	86,200	91,580	56,200	12,180	135,600
2. 減税補てん債	363,776	259,500		87,161	172,339
3. 臨時財政対策債	22,408,511	22,630,927	512,331	1,795,809	21,347,449
4. 減収補てん債	1,942,877	1,602,960		346,484	1,256,476
5. 調整債	191,800	185,060		10,340	174,720
6. 退職手当債	135,780	101,840		33,940	67,900
7. 災害援護資金貸付債	14,964	9,911		3,732	6,179
合計	44,658,633	43,954,699	4,404,331	4,165,141	44,193,889

議案第18号

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地地区画整理事業	392,641

議案第19号

令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,482,370千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,019,194	△1,434	2,017,760
	1 国民健康保険税	2,019,194	△1,434	2,017,760
3 国庫支出金		1	140	141
	1 国庫補助金	1	140	141
4 県支出金		7,157,138	1,074	7,158,212
	1 県補助金	7,157,138	1,074	7,158,212
5 財産収入		46	122	168
	1 財産運用収入	46	122	168
6 繰入金		966,282	220	966,502
	1 他会計繰入金	603,952	△7,612	596,340
	2 基金繰入金	362,330	7,832	370,162
歳入合計		11,482,248	122	11,482,370

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		7,389,366		7,389,366
	1 療養諸費	6,455,073		6,455,073
3 国民健康保険事業費納付金		2,224,766		2,224,766
	1 国民健康保険事業費納付金	2,224,766		2,224,766
6 基金積立金		1,338,329	122	1,338,451
	1 基金積立金	1,338,329	122	1,338,451
歳出合計		11,482,248	122	11,482,370

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	2,019,194	△1,434	2,017,760
3 国庫支出金	1	140	141
4 県支出金	7,157,138	1,074	7,158,212
5 財産収入	46	122	168
6 繰入金	966,282	220	966,502
歳入合計	11,482,248	122	11,482,370

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	7,389,366		7,389,366	66			△66
3 国民健康保険事業費納付金	2,224,766		2,224,766	1,148		△7,612	6,464
6 基金積立金	1,338,329	122	1,338,451			122	
歳出合計	11,482,248	122	11,482,370	1,214		△7,490	6,398

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者 国民健康保険税	2,017,742	△1,434	2,016,308	1 医療給付費分 現年課税分	△1,030	・国民健康保険税 1,030 減
				2 後期高齢者 支援金分 現年課税分	△229	・国民健康保険税 229 減
				3 介護納付金分 現年課税分	△175	・国民健康保険税 175 減
計	2,019,194	△1,434	2,017,760			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 災害臨時 特例補助金	1	140	141	1 災害臨時 特例補助金	140	・災害臨時特例補助金 140 増
計	1	140	141			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 保険給付費等 交付金	7,155,700	1,074	7,156,774	2 特別交付金	1,074	・特別調整交付金分(市町村) 1,074 増
計	7,157,138	1,074	7,158,212			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	46	122	168	1 利子及び配当金	122	・財政調整基金利子 122 増
計	46	122	168			

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	603,952	△7,612	596,340	1 保険基盤安定 繰入金	△12,202	・保険基盤安定繰入金 12,202 減
				4 未就学児均等割保 険料繰入金	4,590	・未就学児均等割保険料繰入金 4,590
計	603,952	△7,612	596,340			

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国保財政調整基金繰入金	362,330	7,832	370,162	1 国保財政調整基金繰入金	7,832	・国保財政調整基金繰入金 7,832 増
計	362,330	7,832	370,162			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 国民健康保険事業費納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
3 介護 納付金分	0 (221,421) (221,421)	2 国庫支出金 131 県支出金 133		△1,459 繰入金 △1,459	1,326 1,326		75 介護納付金分 財源充当の変更	
項 計	0 (2,224,766) (2,224,766)	1,148		△7,612	6,464			
款 計	0 (2,224,766) (2,224,766)	1,148		△7,612	6,464			

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 財政調整 基金 積立金	122 (1,338,329) (1,338,451)			122 財産収入 122		24 積立金 122	75 財政調整基金積立金 積立金 (122 増) ・ 財政調整基金積立金 122 増
項 計	122 (1,338,329) (1,338,451)			122			
款 計	122 (1,338,329) (1,338,451)			122			

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	122 (11,482,248) (11,482,370)	1,214		△7,490	6,398			

議案第20号

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,393,219千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,729,190	2,553	1,731,743
	1 一般会計繰入金	1,729,190	2,553	1,731,743
歳入合計		3,390,666	2,553	3,393,219

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,138,146	2,553	3,140,699
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,138,146	2,553	3,140,699
歳出合計		3,390,666	2,553	3,393,219

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,729,190	2,553	1,731,743
歳入合計	3,390,666	2,553	3,393,219

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,138,146	2,553	3,140,699			2,553	
歳出合計	3,390,666	2,553	3,393,219			2,553	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 保 険 基 盤 安 定 対 策 費 繰 入 金	1,506,968	2,553	1,509,521	1 保 険 基 盤 安 定 対 策 費 繰 入 金	2,553	・低所得者軽減分繰入金 1,971 増 ・被扶養者軽減分繰入金 582 増
計	1,729,190	2,553	1,731,743			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
		特 定 財 源				区 分	金 額	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	2,553 (3,138,146) (3,140,699)			2,553 繰入金				
				2,553	18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	2,553	75 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金 に 要 す る 経 費	2,553 増
							負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金 ・ 保 険 料 納 付 金	(2,553 増) 2,553 増
項 計	2,553 (3,138,146) (3,140,699)			2,553				
款 計	2,553 (3,138,146) (3,140,699)			2,553				
歳出合計	2,553 (3,390,666) (3,393,219)			2,553				

議案第 2 1 号

令和 4 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 5 8 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 0 7 2, 8 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		2,085,423	△26,422	2,059,001
	1 介護保険料	2,085,423	△26,422	2,059,001
3 国庫支出金		1,739,499	13,535	1,753,034
	2 国庫補助金	278,455	13,535	291,990
6 財産収入		17	21	38
	1 財産運用収入	17	21	38
7 繰入金		1,439,055	10,278	1,449,333
	1 一般会計繰入金	1,387,454	△2,254	1,385,200
	2 基金繰入金	51,601	12,532	64,133
歳入合計		9,075,463	△2,588	9,072,875

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		279,893	△2,233	277,660
	1 総務管理費	166,564	21	166,585
	3 介護認定審査会費	73,953	△2,254	71,699
2 保険給付費		8,157,133		8,157,133
	1 介護サービス等諸費	7,447,200		7,447,200
3 地域支援事業費		426,931		426,931
	1 介護予防生活支援サービス事業費	189,037		189,037
	3 包括的支援事業費・任意事業費	224,301		224,301
4 諸支出金		191,506	△355	191,151
	2 繰出金	50,915	△355	50,560
歳出合計		9,075,463	△2,588	9,072,875

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	2,085,423	△26,422	2,059,001
3 国庫支出金	1,739,499	13,535	1,753,034
6 財産収入	17	21	38
7 繰入金	1,439,055	10,278	1,449,333
歳入合計	9,075,463	△2,588	9,072,875

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	279,893	△2,233	277,660			△2,233	
2 保険給付費	8,157,133		8,157,133	821		△821	
3 地域支援事業費	426,931		426,931	13,069		△13,069	
4 諸支出金	191,506	△355	191,151	△355			
歳出合計	9,075,463	△2,588	9,072,875	13,535		△16,123	

2 歳入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者 保険料	2,085,423	△26,422	2,059,001	1 現年度分 特別徴収保険料	△49,284	・特別徴収分 49,284 減
				2 現年度分 普通徴収保険料	22,862	・普通徴収分 22,862 増
計	2,085,423	△26,422	2,059,001			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 財政調整交付金	115,137	821	115,958	1 現年度分	821	・特別調整交付金 821
4 保険者機能強化 推進交付金	20,000	4,977	24,977	1 保険者機能強化 推進交付金	4,977	・保険者機能強化推進交付金 4,977 増
5 介護保険保険者努力 支援交付金	18,000	7,737	25,737	1 介護保険保険者努力 支援交付金	7,737	・介護保険保険者努力支援交付金 7,737 増
計	278,455	13,535	291,990			

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	17	21	38	1 利子及び配当金	21	・介護給付費準備基金利子 21 増
計	17	21	38			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 その他一般会計 繰入金	190,289	△2,254	188,035	2 事務費等繰入金	△2,254	・事務費等繰入金 2,254 減
計	1,387,454	△2,254	1,385,200			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備 基金繰入金	51,601	12,532	64,133	1 介護給付費準備 基金繰入金	12,532	・介護給付費準備基金繰入金 12,532 増
計	51,601	12,532	64,133			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	21 (166,564) (166,585)			21 財産収入				
				21	24 積立金	21	70 介護保険事務に要する経費 21 増	
							積立金 (21 増) ・介護給付費準備基金積立金 21 増	
項 計	21 (166,564) (166,585)			21				

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	△2,254 (19,622) (17,368)			△2,254 繰入金			
				△2,254	13 使用料及び賃借料	△336	75 介護認定審査会に要する経費 2,254 減
				△2,254	17 備品購入費	△1,918	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,254 減
							使用料及び賃借料 (336 減) ・介護認定審査会資料保存用クラウド使用料 336 減 備品購入費 (1,918 減) ・介護認定審査会用タブレット 1,918 減
項 計	△2,254 (73,953) (71,699)			△2,254			

(款) 1 総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
款計	△2,233 (279,893) (277,660)			△2,233				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス給付費	0 (2,893,120) (2,893,120)	821 国庫支出金		12,532 繰入金 △13,353 保険料 △821				75 居宅介護サービス給付費に要する経費
		821		△821				財源充当の変更
項計	0 (7,447,200) (7,447,200)	821		△821				
款計	0 (8,157,133) (8,157,133)	821		△821				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	0 (167,810) (167,810)	7,737 国庫支出金		△7,737 保険料 △7,737				75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費
		7,737		△7,737				財源充当の変更

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	0 (189,037) (189,037)	7,737		△7,737				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

1 総務費	0 (183,542) (183,542)	5,332		△5,332				
		国庫支出金		保険料				
		5,332		△5,332			76 地域包括支援センターに要する経費	
							財源充当の変更	
項計	0 (224,301) (224,301)	5,332		△5,332				
款計	0 (426,931) (426,931)	13,069		△13,069				

(款) 4 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	△355 (50,915) (50,560)	△355						
		国庫支出金						
		△355			27 繰出金	△355	75 介護保険一般会計繰出金	355 減
							繰出金	(355 減)
							・一般会計繰出金	355 減

(款) 4 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△355 (50,915) (50,560)	△355						
款計	△355 (191,506) (191,151)	△355						
歳出合計	△2,588 (9,075,463) (9,072,875)	13,535		△16,123				

議案第 2 2 号

令和 4 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 1 5, 3 6 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 6 1, 8 1 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤井 信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		3,407	△1,585	1,822
	1 入 場 料 収 入	3,407	△1,585	1,822
2 車 券 発 売 収 入		3,000,000	△521,230	2,478,770
	1 車 券 発 売 収 入	3,000,000	△521,230	2,478,770
4 財 産 収 入		3	5	8
	1 財 産 運 用 収 入	3	5	8
5 繰 越 金		6,000	44,204	50,204
	1 繰 越 金	6,000	44,204	50,204
6 諸 収 入		167,764	△36,760	131,004
	3 受 託 事 業 収 入	166,760	△36,760	130,000
歳 入 合 計		3,177,176	△515,366	2,661,810

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		3,152,831	△645,366	2,507,465
	1 総 務 費	1,483	5	1,488
	2 事 業 費	3,151,348	△645,371	2,505,977
3 諸 支 出 金		20,000	130,000	150,000
	1 諸 支 出 金	20,000	130,000	150,000
歳 出 合 計		3,177,176	△515,366	2,661,810

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 入場料収入	3,407	△1,585	1,822
2 車券発売収入	3,000,000	△521,230	2,478,770
4 財産収入	3	5	8
5 繰越金	6,000	44,204	50,204
6 諸収入	167,764	△36,760	131,004
歳入合計	3,177,176	△515,366	2,661,810

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 競輪事業費	3,152,831	△645,366	2,507,465			△689,570	44,204
3 諸支出金	20,000	130,000	150,000			130,000	
歳出合計	3,177,176	△515,366	2,661,810			△559,570	44,204

2 歳 入

(款) 1 入場料収入

(項) 1 入場料収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 入 場 料 収 入	3,407	△1,585	1,822	1 入 場 料 収 入	△1,585	・特別観覧席入場料 1,585 減
計	3,407	△1,585	1,822			

(款) 2 車券発売収入

(項) 1 車券発売収入

1 車 券 発 売 収 入	3,000,000	△521,230	2,478,770	1 車 券 発 売 収 入	△521,230	・通常開催車券発売収入 521,230 減
計	3,000,000	△521,230	2,478,770			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利 子 及 び 配 当 金	3	5	8	1 利 子 及 び 配 当 金	5	・競輪事業基金利子 5 増
計	3	5	8			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	6,000	44,204	50,204	1 前 年 度 繰 越 金	44,204	・前年度繰越金 44,204 増
計	6,000	44,204	50,204			

(款) 6 諸収入

(項) 3 受託事業収入

1 競 輪 受 託 事 業 収 入	166,760	△36,760	130,000	1 場 外 発 売 受 託 収 入	△36,760	・場外車券発売事務受託収入 36,760 減
計	166,760	△36,760	130,000			

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 1 総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 総務費	5 (1,483) (1,488)			5 財産収入 5		24 積立金	570 競輪事務に要する経費 5 増	
							積立金 (5 増) ・競輪事業基金積立金 5 増	
項 計	5 (1,483) (1,488)			5				

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

1 競輪開催費	△645,371 (3,151,348) (2,505,977)			△689,575 諸収入 △642,815	44,204 17,719	1 報酬 △5,000 12 委託料 △205,112 13 使用料及び賃借料 △12,975 18 負担金, 補助及び交付金 △30,198 22 償還金, 利子及び割引料 △392,086	75 通常競輪事業に要する経費 625,096 減
							委託料 (197,312 減) ・場外車券発売開催委託料 197,312 減 使用料及び賃借料 (5,500 減) ・施設借上料 3,000 減 ・場外通報システム使用料 2,500 減 負担金, 補助及び交付金 (30,198 減) ・全国競輪施行者協議会分担金 12,698 減 ・競輪開催共通経費負担金 6,500 減 ・JKA交付金 11,000 減 償還金, 利子及び割引料 (392,086 減) ・的中車券払戻金 392,086 減

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 競輪開催費				△46,760	26,485		77 場外車券発売競輪事業に要する経費 20,275 減	
							報酬 (5,000 減) ・会計年度任用職員報酬 5,000 減 委託料 (7,800 減) ・統制業務管理委託料 5,300 減 ・場内外清掃委託料 2,500 減 使用料及び賃借料 (7,475 減) ・施設借上料 7,475 減	
項計	△645,371 (3,151,348) (2,505,977)			△689,575	44,204			
款計	△645,366 (3,152,831) (2,507,465)			△689,570	44,204			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸支出金

1 一般会計繰出金	130,000 (20,000) (150,000)			130,000 諸収入			
				130,000	27 繰出金	130,000	75 競輪事業繰出金 130,000 増
							繰出金 (130,000 増) ・競輪事業一般会計繰出金 130,000 増
項計	130,000 (20,000) (150,000)			130,000			

(款) 3 諸支出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	130,000 (20,000) (150,000)			130,000				
歳出合計	△515,366 (3,177,176) (2,661,810)			△559,570	44,204			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(93)	53,600		3,740	57,340	200	57,540	
補 正 後	(93)	48,600		3,740	52,340	200	52,540	
比 較		△ 5,000			△ 5,000		△ 5,000	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前						2,500	
	補 正 後						2,500	
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前					800		440
	補 正 後					800		440
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前				3,740	3,740		3,740	
補 正 後				3,740	3,740		3,740	
比 較								

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前						2,500	
	補 正 後						2,500	
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前					800		440
	補 正 後					800		440
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(93)	53,600			53,600	200	53,800	
補 正 後	(93)	48,600			48,600	200	48,800	
比 較		△ 5,000			△ 5,000		△ 5,000	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							

議案第23号

令和5年度取手市一般会計予算

令和5年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,910,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 市 税		13,611,701
	1 市 民 税	6,471,908
	2 固 定 資 産 税	5,351,579
	3 軽 自 動 車 税	251,159
	4 市 た ば こ 税	627,181
	5 都 市 計 画 税	909,874
2 地 方 譲 与 税		321,440
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	235,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	75,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	11,440
3 利 子 割 交 付 金		6,000
	1 利 子 割 交 付 金	6,000
4 配 当 割 交 付 金		91,000
	1 配 当 割 交 付 金	91,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		60,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		190,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	190,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,465,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,465,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		49,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	49,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		29,000
	1 環境性能割交付金	29,000
10 地方特例交付金		96,000
	1 地方特例交付金	96,000
11 地方交付税		8,650,000
	1 地方交付税	8,650,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
13 分担金及び負担金		143,782
	1 負担金	143,782
14 使用料及び手数料		298,694
	1 使用料	204,843
	2 手数料	93,851
15 国庫支出金		5,798,064
	1 国庫負担金	5,265,666
	2 国庫補助金	510,190
	3 国庫委託金	22,208
16 県支出金		2,651,604
	1 県負担金	1,859,687
	2 県補助金	609,838
	3 県委託金	182,079
17 財産収入		49,590

(単位 千円)

款	項	金額
	1 財 産 運 用 収 入	45,388
	2 財 産 売 払 収 入	4,202
18 寄 附 金		1,200,162
	1 寄 附 金	1,200,162
19 繰 入 金		1,944,918
	1 特 別 会 計 繰 入 金	6,807
	2 基 金 繰 入 金	1,938,111
20 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
21 諸 収 入		754,645
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	49,001
	2 市 預 金 利 子	11
	3 貸 付 金 元 利 収 入	48,690
	4 受 託 事 業 収 入	52,508
	5 収 益 事 業 収 入	20,000
	6 雑 収 入	584,435
22 市 債		1,986,400
	1 市 債	1,986,400
歳 入	合 計	40,910,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		269,334
	1 議 会 費	269,334
2 総 務 費		7,752,930
	1 総 務 管 理 費	6,874,739
	2 徴 税 費	419,319
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,093
	4 選 挙 費	138,217
	5 統 計 調 査 費	22,306
	6 監 査 委 員 費	29,256
3 民 生 費		15,990,136
	1 社 会 福 祉 費	7,515,792
	2 児 童 福 祉 費	6,090,974
	3 生 活 保 護 費	2,383,097
	4 災 害 救 助 費	273
4 衛 生 費		1,787,533
	1 保 健 衛 生 費	1,172,217
	2 清 掃 費	614,039
	3 上 水 道 費	1,277
5 農 林 水 産 業 費		273,681
	1 農 業 費	273,681
6 商 工 費		347,958
	1 商 工 費	347,958

(単位 千円)

款	項	金額
7 土 木 費		4,458,036
	1 土 木 管 理 費	135,295
	2 道 路 橋 り よ う 費	642,392
	3 都 市 計 画 費	3,599,894
	4 住 宅 費	80,455
8 消 防 費		1,761,924
	1 消 防 費	1,761,924
9 教 育 費		3,877,778
	1 教 育 総 務 費	835,555
	2 小 学 校 費	864,428
	3 中 学 校 費	449,977
	4 幼 稚 園 費	41,731
	5 社 会 教 育 費	1,165,163
	6 保 健 体 育 費	520,924
10 災 害 復 旧 費		5
	1 厚 生 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	1
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	5 その他公共施設、公用施設災害復旧費	1
11 公 債 費		4,340,675
	1 公 債 費	4,340,675

(単位 千円)

款	項	金額
12 諸 支 出 金		10
	1 土 地 開 発 基 金 費	10
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		40,910,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和5年度)	令和 5年度から 令和 13年度まで	2,402
事務用機器使用料 (令和5年度)	令和 5年度から 令和 10年度まで	23,360
議会タブレット端末回線使用料	令和 5年度から 令和 7年度まで	1,480
ふるさと取手応援寄附受付等業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	協定等に基づく業務委託経費
ふるさと取手応援寄附クレジット決済手数料	令和 5年度から 令和 6年度まで	寄附金額に対して協定等で定める料率を乗じて得た額に基本料金を加えた額
ふるさと取手応援寄附郵便料	令和 5年度から 令和 6年度まで	郵便申請された寄附金税額控除に係る申告特例申請書1通当たりの単価に取扱件数を乗じて得た額
オンライン会議ソフトライセンス使用料	令和 5年度から 令和 6年度まで	0
サーバ室自動消火装置使用料	令和 5年度から 令和 6年度まで	0

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
サーバ室入退出管理機器使用料	令和 5年度から 令和 6年度まで	0
ファイル無害化転送システム使用料	令和 5年度から 令和 10年度まで	7,763
地域子育て支援センター運營業務委託	令和 5年度から 令和 10年度まで	164,500
生活保護等版レセプト管理システムソフト使用料	令和 5年度から 令和 7年度まで	1,056
生活保護等版レセプト管理システム賃借料	令和 5年度から 令和 10年度まで	1,118
家庭ごみ排出量実態調査事業	令和 5年度から 令和 6年度まで	1,684
デジタル複合機保守点検業務委託	令和 5年度から 令和 7年度まで	22
教育支援ソフトライセンス使用料	令和 5年度から 令和 7年度まで	0

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害関連事業（地盤沈下対策分）	2,400	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
土地改良事業	7,500			
市道整備事業	11,900			
都市公園整備事業	24,500			
消防防災設備整備事業	72,900			
小学校施設整備事業	18,000			
旧取手第一中学校体育館整備事業	14,900			
合併特例債	1,511,800			
長寿命化事業	22,500			
臨時財政対策債	300,000			

議案第24号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,425,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10
	1 使用料	10
2 国庫支出金		382,030
	1 国庫補助金	382,030
3 県支出金		33,690
	1 県補助金	33,690
4 繰入金		691,013
	1 他会計繰入金	691,013
5 繰越金		1,100
	1 繰越金	1,100
6 諸収入		12,682
	1 市預金利子	10
	2 雑収入	12,672
7 市債		304,800
	1 市債	304,800
歳 入	合 計	1,425,325

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業費		1,007,232
	1 審議会費	139
	2 総務費	120,546
	3 事業費	886,547
2 公債費		417,593
	1 公債費	417,593
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,425,325

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取手駅北土地業 区画整理工事	266,400	普通貸借	3.0%以内	30年以内
取手駅北街地業 再開発工事	38,400	又は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第25号

令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,561,958千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険税			1,772,999
	1 国民健康保険税		1,772,999
2 使用料及び手数料			1,500
	1 手数料		1,500
3 国庫支出金			1
	1 国庫補助金		1
4 県支出金			7,149,800
	1 県補助金		7,149,800
5 財産収入			54
	1 財産運用収入		54
6 繰入金			1,520,501
	1 他会計繰入金		580,501
	2 基金繰入金		940,000
7 繰越金			40,000
	1 繰越金		40,000
8 諸収入			77,103
	1 延滞金、加算金及び過料		64,000
	2 預金利子		1
	3 雑収入		13,102
歳入	合計		10,561,958

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		239,973
	1 総 務 管 理 費	175,204
	2 徴 税 費	63,621
	3 運 営 協 議 会 費	433
	4 趣 旨 普 及 費	715
2 保 險 給 付 費		7,395,266
	1 療 養 諸 費	6,455,073
	2 高 額 療 養 費	901,410
	3 移 送 費	170
	4 出 産 育 児 諸 費	25,213
	5 葬 祭 諸 費	11,000
	6 傷 病 手 当 諸 費	2,400
3 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金		2,496,306
	1 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金	2,496,306
4 共 同 事 業 拠 出 金		5
	1 共 同 事 業 拠 出 金	5
5 保 健 事 業 費		250,436
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	142,392
	2 保 健 事 業 費	108,044
6 基 金 積 立 金		160,748
	1 基 金 積 立 金	160,748
7 諸 支 出 金		14,224

(単位 千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	14,223
	2 繰出金	1
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	10,561,958

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
特定保健指導業務委託（令和5年度）	令和5年度から 令和6年度まで	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの 単価に保健指導実施人数を乗じて得た額の うち、令和6年度の支出額

議案第26号

令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,515,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料			1,692,997
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		1,692,997
2 使 用 料 及 び 手 数 料			245
	1 手 数 料		245
3 繰 入 金			1,818,627
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,818,627
4 繰 越 金			600
	1 繰 越 金		600
5 諸 収 入			3,114
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		3,100
	3 預 金 利 子		1
	4 雑 入		11
歳 入 合 計			3,515,583

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		233,186
	1 総 務 管 理 費	229,115
	2 徴 収 費	4,071
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3,278,697
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,278,697
3 諸 支 出 金		3,200
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,100
	2 繰 出 金	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		3,515,583

議案第27号

令和5年度取手市介護保険特別会計予算

令和5年度取手市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,878,432千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 介 護 保 險 料			2,093,797
	1 介 護 保 險 料		2,093,797
2 使 用 料 及 び 手 数 料			211
	1 手 数 料		211
3 国 庫 支 出 金			1,701,626
	1 国 庫 負 担 金		1,459,898
	2 国 庫 補 助 金		241,728
4 支 払 基 金 交 付 金			2,255,967
	1 支 払 基 金 交 付 金		2,255,967
5 県 支 出 金			1,258,186
	1 県 負 担 金		1,187,589
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		1
	3 県 補 助 金		70,596
6 財 産 収 入			15
	1 財 産 運 用 収 入		15
7 繰 入 金			1,536,876
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,385,190
	2 基 金 繰 入 金		151,686
8 繰 越 金			28,510
	1 繰 越 金		28,510
9 諸 収 入			3,244
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		77

(単位 千円)

(単位 千円)

款	項	金額
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3,166
歳 入	合 計	8,878,432

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		186,776
	1 総 務 管 理 費	77,486
	2 徴 収 費	38,745
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	70,545
2 保 険 給 付 費		8,146,120
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	7,458,180
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	203,372
	3 そ の 他 の 諸 費	7,513
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	211,829
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	36,984
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	228,242
3 地 域 支 援 事 業 費		445,305
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	197,591
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	13,006
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	234,024
	4 そ の 他 の 諸 費	684
4 基 金 積 立 金		15
	1 基 金 積 立 金	15
5 諸 支 出 金		80,216
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	73,510
	2 繰 出 金	6,706
6 予 備 費		20,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	8,878,432

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和5年度)	令和 5 年度から 令和 1 2 年度まで	1,853

議案第 28 号

令和 5 年度取手市競輪事業特別会計予算

令和 5 年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 141, 910 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600, 000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 入 場 料 収 入			3,407
	1 入 場 料 収 入		3,407
2 車 券 発 売 収 入			2,000,000
	1 車 券 発 売 収 入		2,000,000
3 車 券 発 売 副 収 入			2
	1 車 券 発 売 副 収 入		2
4 財 産 収 入			3
	1 財 産 運 用 収 入		3
5 繰 越 金			6,000
	1 繰 越 金		6,000
6 諸 収 入			132,498
	1 預 金 利 子		10
	2 雑 入		1,038
	3 受 託 事 業 収 入		131,450
歳 入	合 計		2,141,910

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競 輪 事 業 費		2,117,565
	1 総 務 費	1,483
	2 事 業 費	2,116,082
2 公 債 費		165
	1 公 債 費	165
3 諸 支 出 金		20,000
	1 諸 支 出 金	20,000
4 予 備 費		4,180
	1 予 備 費	4,180
歳 出 合 計		2,141,910

議案第29号

令和5年度取手地方公平委員会特別会計予算

令和5年度取手地方公平委員会特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ749千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 繰越金		748
	1 繰越金	748
2 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入合計		749

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		719
	1 総務費	719
2 予備費		30
	1 予備費	30
歳出合計		749

議案第30号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第15号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,113千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,148,238千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月3日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,878,750	△9,886	1,868,864
	2 基金繰入金	1,782,920	△9,886	1,773,034
21 諸収入		1,662,461	41,999	1,704,460
	6 雑入	1,361,346	41,999	1,403,345
歳入合計		47,116,125	32,113	47,148,238

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		4,969,002	32,113	5,001,115
	2 道路橋りょう費	1,093,055	32,113	1,125,168
歳出合計		47,116,125	32,113	47,148,238

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	橋梁長寿命化事業	12,600
		山王(市道4262号線他)通学路整備事業	50,460

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,878,750	△9,886	1,868,864
21 諸収入	1,662,461	41,999	1,704,460
歳入合計	47,116,125	32,113	47,148,238

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	4,969,002	32,113	5,001,115				32,113
歳出合計	47,116,125	32,113	47,148,238				32,113

2 歳 入
 (款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	547,525	△9,886	537,639	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△9,886	・ 財政調整基金繰入金 9,886 減
計	1,782,920	△9,886	1,773,034			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

2 違 約 金 及 び 延 納 利 息	1	12,631	12,632	1 違 約 金 及 び 延 納 利 息	12,631	・ 違約金及び延納利息 12,631 増
5 雑 入	904,715	29,368	934,083	9 土 木 費 雑 入	29,368	・ 工事請負契約解除に伴う前払返還金 29,368
計	1,361,346	41,999	1,403,345			

3 歳 出

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
2 道路 維持費	12,600 (603,836) (616,436)				12,600	13 使用料及び 賃借料	200	20 道路維持補修に要する経費	12,600 増
					12,600	14 工事請負費	12,100	使用料及び賃借料	(200 増)
						21 補償, 補填 及び賠償金	300	・ 橋梁補修工事に伴う賃借料	200
								工事請負費	(12,100 増)
								・ 復旧工事	12,100
								補償, 補填及び賠償金	(300)
								・ 橋梁補修工事に伴う補償金	300
3 道路 改良費	19,513 (344,063) (363,576)				19,513	14 工事請負費	19,513	25 通学路整備に要する経費	19,513 増
					19,513			(12) 山王 (市道 4 2 6 2 号線他)	19,513 増
					19,513			工事請負費	(19,513 増)
								・ 市道改良工事	19,513 増
項 計	32,113 (1,093,055) (1,125,168)				32,113				
款 計	32,113 (4,969,002) (5,001,115)				32,113				
歳出合計	32,113 (47,116,125) (47,148,238)				32,113				

議案第31号

令和5年度取手市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度取手市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,048千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,917,048千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,798,064	7,048	5,805,112
	2 国庫補助金	510,190	7,048	517,238
歳入合計		40,910,000	7,048	40,917,048

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,752,930	7,048	7,759,978
	1 総務管理費	6,874,739	7,048	6,881,787
歳出合計		40,910,000	7,048	40,917,048

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,798,064	7,048	5,805,112
歳入合計	40,910,000	7,048	40,917,048

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,752,930	7,048	7,759,978	7,048			
歳出合計	40,910,000	7,048	40,917,048	7,048			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	25,275	7,048	32,323	1 総 務 費 補 助 金	7,048	・ 個人番号カード交付事務費補助金 7,048 増
計	510,190	7,048	517,238			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
8 電算組織 管理費	7,048 (400,853) (407,901)	7,048 国庫支出金 7,048						
					10 需 用 費	100	20 電算・O A化等に要する経費 7,048 増	
					1 消 耗 品 費	50	需用費 (100 増)	
					4 印 刷 製 本 費	50	消耗品費 50 増	
					12 委 託 料	6,948	印刷製本費 50 委託料 (6,948 増)	
							・ マイナポイント申込み及びマイナンバーカード交付申請支援業務委託料 6,948	
項 計	7,048 (6,874,739) (6,881,787)	7,048						
款 計	7,048 (7,752,930) (7,759,978)	7,048						
歳出合計	7,048 (40,910,000) (40,917,048)	7,048						

同意案第1号

取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

取手市教育委員会教育長に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏名	伊藤 哲
生年月日	昭和32年4月7日
住所	水戸市大塚町1862番地の1 ガーデンハウス中野201

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井 信吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 伊 藤 哲 (いとう さとし)
生年月日 昭和32年4月7日 (65歳)
住 所 水戸市大塚町1862番地の1
ガーデンハウス中野201

学 歴

昭和56年 3月 筑波大学第一学群人文学類卒業

職 歴

昭和56年 4月 茨城県庁入庁
平成12年 4月 教育庁高校教育課 課長補佐
平成17年 4月 取手市教育委員会教育長
平成20年 4月 茨城県県北教育事務所長
平成21年 4月 教育庁教育企画監
平成23年 4月 教育庁文化課長
平成25年 4月 教育庁参事兼文化課長
平成26年 4月 教育庁参事兼総務課長
平成27年 4月 教育庁総務企画部長
平成29年 4月 教育庁付 茨城県教育財団へ派遣
茨城県教育財団専務理事
平成30年 4月 取手市教育委員会教育長 現在に至る

同意案第 2 号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

取手市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 岡 田 儀 春

生年月日 昭和 3 0 年 2 月 2 2 日

住 所 取手市本郷三丁目 4 番 2 0 号

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 岡 田 儀 春 (おかだ よしはる)
生年月日 昭和 30 年 2 月 22 日 (68 歳)
住 所 取手市本郷三丁目 4 番 20 号

学 歴

昭和 52 年 3 月 流通経済大学経済学部卒業

職 歴

昭和 52 年 5 月 取手市役所入庁
平成 18 年 4 月 企画財政部企画課長
平成 20 年 4 月 政策推進部政策調整課長
平成 21 年 4 月 政策推進部次長
平成 22 年 4 月 政策推進部長
平成 24 年 4 月 健康福祉部長
平成 27 年 3 月 取手市役所定年退職
平成 27 年 4 月 取手市役所再任用職員
平成 31 年 3 月 取手市役所退職
平成 31 年 4 月 米作農家 現在に至る

その他の経歴

平成 27 年 4 月 取手市立寺原小学校評議員 現在に至る
平成 27 年 5 月 取手市市政協力員 現在に至る
平成 27 年 5 月 取手市介護老人保健施設緑寿荘評議員 現在に至る
平成 29 年 4 月 J A とり で 総 合 医 療 セ ン タ ー 倫 理 委 員 現 在 に 至 る
平成 31 年 4 月 特定非営利活動法人らしん盤理事
令和 元年 5 月 特定非営利活動法人らしん盤理事長 現在に至る